平成１９年９月１３日（木）

於・農林水産省４階　第二特別会議室

第１３２回林政審議会議事速記録

林　野　庁

林　政　審　議　会　議　事　録

１　日時及び場所　　　　平成１９年９月１３日（木）
　　　　　　　　　　　　農林水産省４階　第２特別会議室

２　開会及び閉会の時刻　１３：３０～１６：１５

３　出席者
　　委　員　有馬会長　青山委員　浅野委員　池淵委員　岩川委員

　　　　　　魚津委員　岡田委員　海瀬委員　倉沢委員　下川委員

　　　　　　沼田委員　前田委員　惠　委員　山根委員　横山委員

　　　　　　小林特別委員

　　幹　事　関係府省

　　林野庁

４　議　事

（１）平成１８年度国有林野事業の決算概要について（説明事項）

（２）平成１８年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況（案）について
（諮問・答申）

（３）林政審議会議事規則の一部改正について

（４）平成２０年度概算要求について（説明事項）

（５）京都議定書目標達成計画の見直しに係る状況等について（説明事項）

（６）松くい虫被害対策について（説明事項）

午後１時３０分　開会

○岡田林政課長　お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

まず、委員の出欠状況についてご報告いたします。本日は、委員20名中、現在のところ13名の方が出席されております。惠委員、横山委員、ご出席のご連絡をいただいておりますけれども、まだお見えでございません。なお、当審議会の定足数である過半数を満たしておりますので、本日の審議会は成立をしておるわけでございます。

なお、林野庁幹部の異動がございましたので、ご紹介をいたします。

まず、７月10日付で就任いたしました皆川次長でございます。

○皆川林野庁次長　次長を拝命しました皆川でございます。委員の皆様方にもよろしくお願いいたします。

○岡田林政課長　続きまして、９月１日付で就任いたしました福田国有林野部長です。

○福田国有林野部長　福田でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○岡田林政課長　それから、お手元の資料２に林野庁関係名簿をお配りしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、会長、お願いをいたします。

○有馬会長　どうも、本日は大変ご多忙のところをご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、議事に入る前に林野庁長官のごあいさつをお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○辻林野庁長官　委員の先生方には、大変お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、国有林野事業における平成18年度の決算概要につきましてご説明を申し上げますとともに、平成18年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況についてご説明を申し上げ、ご審議をいただくことにしております。

ご案内のように、国有林野事業につきましては平成16年度に改定をいたしました国有林野の管理経営に関する基本計画に基づき、名実ともに開かれた国民の森林の実現に向け、地球温暖化防止のための森林整備の推進などの公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の一層の推進、そして森林環境教育だとか、あるいは国民参加の森林づくりの推進等に取り組んでいるところでございます。

これらの取組につきましては、毎年、国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況といたしまして取りまとめており、本日、ご審議をいただく平成18年度の実施状況につきましては、管理経営基本計画はもちろんのこと、昨年の９月に策定をいたしました新たな森林・林業基本計画を踏まえつつ、平成18年度において各般の事業に取り組んだ成果を取りまとめたものでございます。

このほか本日は、林政審議会議事規則の一部改正について、あわせてご審議をいただくとともに、平成20年度の概算要求など、林野庁の最近の取組につきましてもご報告することといたしております。

委員の皆様には、活発なご論議をいただきますようお願いを申し上げまして、ごあいさつとかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○有馬会長　はい、どうもありがとうございました。

それでは、議事次第により進めさせていただきます。

本日は、審議事項として、平成18年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況の案について、及び林政審議会の議事規則の一部改正についてが予定されております。

また、説明事項でございますが、説明事項といたしまして平成18年度国有林野事業の決算概要等、４つほどの事項について説明をいただくことになっております。

なお、本日は、これは例年でございますが、松くい虫被害対策についての説明がございますので、松くい虫関係の専門家でいらっしゃいます小林一三特別委員にご出席をいただいておりますので、ご紹介申し上げたいと思います。

○小林特別委員　小林一三と申します。

今年の３月で秋田県立大学を定年退職して、今、東京にいます。よろしく、どうぞ。

○有馬会長　どうも、ありがとうございました。

それでは、まず始めに平成18年度国有林野事業の決算概要について、事務局より説明をお願いをいたします。

○須藤管理課長　管理課長の須藤でございます。よろしく申し上げます。

まず最初に、その平成18年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況というのが、本日のご審議賜ります事項でございますが、当該年度、平成18年度の決算の概要につきましてご説明申し上げまして審議のご参考にしていただくということで、ご説明申し上げます。

資料は、お手元にございます右肩に大きい数字で１と書いてあるペーパーの４枚紙でございます。数字が非常にたくさん羅列されている紙でございますので、主要なところだけかいつま

んでご説明させていただくという形にさせていただきます。

この１の紙、説明する際に、特色がすごくよく出ている数字だけ、ちょっと先に押さえさせていただきたいものがございます。

実は、その２－１という方の紙の一番最後のページをちょっとごらんいただくとその特色が、棒グラフになっているものですから、そこだけ一瞥していただくとありがたいと思います。

７ページ、「（参考）財務状況の概要」と書いてある棒グラフが３つございます。18年度の決算の全体をつかむ、特色をつかむためにここの数字をごらんいただくとすごくわかりやすかろうと思います。

左肩上のところでございますけれども、国有林野事業の実施事業としてやっている事業がどのぐらいの成果を上げてきているのか、自己収入がどうだったかというところをあらわしている棒グラフでございます。

全体といたしまして、平成14年度からの棒グラフがありますけれども、ゆっくり右肩下がりになっているように見えます。ところが、もうちょっとよくごらんいただきますと、３番目、一番下のところになります業務収入、つまり林木の売り払いの収入でございますけれども、これはゆっくり伸びているという特徴がございます。平成17年度、自己収入の総額で申し上げますと、431億、平成18年度は404億、したがいまして、この３つの収入全体では27億減ってございますが、林木等の売り払いということで、業務収入として上がっておるものは、逆に22億円増えているということで、本来業務がだんだん大きくなっているということでございます。

その下をごらんいただきますと、支出でございます。支出につきましては、18年度会計上の操作がございまして、勘定の区分をなくすという非常に手続的な操作がありますので、治山事業費というのがぽこんと上に乗っかってございますが、これは単純な会計の操作でございますから、ちょっとここはオミットしてごらんいただいて十分構わないと思うんです。ここの特徴は、支出を何とかして切り詰めるという形で少しずつ右肩下がりで来たわけでございますけれども、特にその顕著なる傾向が人件費を切り詰めていくという形にあらわれているということでございます。これによりまして、逆に事業の量を確保するために事業費のところは漸増傾向であるというところでございます。

右側の方、借入金の方でございますけれども、平成11年に大改革を行ったわけでございますが、それ以降、当初は、新たな借入金があったわけでございますけれども、平成16年度以降は新たな借入金を行わず、３年間我慢して何とか収支トントンに持って来たというところでございます。そういう我慢の経営であるという感じの印象をお持ちいただけるとわかりやすかろう

と思います。

ここで、先ほど申し上げました１の紙に戻ります。

収支のところが１に書いてございます。先ほど申しましたとおり、新規借入金をゼロとするということで収支差がプラスになったんでございますけれども、一応、その収入でございますが、先ほど申し上げたように、自己収入のところにつきましては、全体は27億円減ってございますけれども、その中でも林産物の販売というのは、しっかりと伸びを出したというところでございます。

２番目、一般会計の受け入れにつきましては、勘定の統合がございます。これは、先ほどちょっと申し上げましたとおり、勘定の技術的な統合がございまして、見かけが増えてございますが、実質は変わってございません。

３番目、借入金は、先ほど申しましたように、新規の借入金はゼロで我慢の経営をやっているというところであります。

支出につきましての特徴は、先ほど申しましたとおり人件費を切り詰めていくということで、27億円の減少を出してございます。

一方、事業費の経費につきましては、事業量の確保という観点がございますので、54億円の増加ということでございます。

勘定の統合につきましては、先ほど申し上げたとおりということで、収入4,268億円、支出が4,202億円ということで、収支差は65億円ということでございます。

これが、２ページ目にございます収支状況という右左のテーブルの中にあらわれてございまして、一つ一つの細かい説明はオミットさせていただきますけれども、収入の左の肩、事業収入と財産貸付料等収入、これが先ほどの自己収入でございます。右側の支出は人件費を切り詰めているというところが特徴でございまして、収支差、左の下にありますけれども、65億円という形になってございます。この65億円の収支差でございますけれども、損益計算書、貸借対照表等をごらんいただくとおわかりになりますが、全体の収入、支出の大きい金額の中で、流動資産、つまり運転資金がやっと確保できてくる水準にようやく到達したぐらいでございまして、なかなかその借入金を償還するというところまではまだ至ってない状況でございます。

１枚目のところに戻りまして損益でございますが、損益につきましては、委託化の推進等効率的な事業執行ということに心がけまして事業経費を縮減したということがございます。先ほどもありましたとおり、人件費を切っていったということもございまして、事業経費を縮減してございます。

一方、その林産物等収入というのが増加してございますので、損益計算上の損失、つまり基本的には損失含みの経営が続いてございますけれども、その損失が23億円減少して332億円という状況になったということでございます。残念ながら、国有林野、改革が行われたわけではございますけれども、それ以降ずっと損失を出し続けている経営が続いてございます。その金額が三百数十億円程度の状況でございますが、18年度におきましては、それを徐々に圧縮した結果として332億円の損失というところにとどまってきたという状況になっているところでございます。

損益計算につきましては、細かくは３ページ目をごらんいただきます。このテーブル、非常に見にくくなってございまして、先ほど申しました治山勘定の統合ということで右左にそれぞれ埋め込んでございますのでちょっと見にくくなってございますが、基本的には、先ほど私が説明したような中身が書いてあるということでございます。

貸借対照表の方も、４ページ目でございますけれども、以上の説明の内容が数字になってあらわれているというふうにご理解いただけるとありがたいと思います。

非常に簡潔に説明申し上げましたんですが、以上でございます。

○有馬会長　どうも、ありがとうございました。

ただいまの説明事項につきまして、皆様方のご質問を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ、下川委員。

○下川委員　私、今年から初めてのものですから、教えていただきたいのです。

借入金については新たな借り入れはなくなったということですが、この２ページで見ますと、もう一つ借入金ですね。2,086億という数字がございますが、これはどういうふうに、新規借り入れと、それから借換借入、どういうふうに考えたらいいのか……。

○須藤管理課長　非常に短時間で説明するということだったので、それをはしょって申し上げまして、申しわけございませんでした。

左のところで、収入の一番下、借入金ございます。おっしゃったとおり新規借入金がゼロで、借換借入金2,086億という数字を載せてございます。これ、右側の方、支出のところもごらんいただくとありがたいんでございますが、大項目の３つ目のところ、利子・償還金がございまして、その中で、償還金というのがございます。2,086億でございます。つまり、これは財投借入金を持っているわけですが、その期限が18年度に到達したときにその金額をお返しすると。そのトータルの金額が償還金として2,086億。それと全く同額をまた借り入れるということで

バランスをとっている状況でございます。

○下川委員　それから、もう一つよろしいですか。

○有馬会長　はい、どうぞ。

○下川委員　先ほどの２－１の資料で、グラフ、ご説明いただいたんですが、自己収入の推移のところで、特に事業収入が増加しつつあると。まあ、しかし、一方で林野等売払代ですね。これがそれなりの比率を占めている。しかし、これは恐らく将来にわたってずっと先細りしていくんではないかなと。そういう意味で、この自己収入の推移を引き続きこれだけの確保を果たしてできていくものなのかどうか。その辺の見通しはいかがでしょうか。

○須藤管理課長　ご指摘の自己収入の推移のその棒グラフ、林野等売払代というのは、要は、地べたを売っている、ないしは建物を、持っていた資産を売っているということですね。国有林野は、ご承知のとおり、昔は大地主でたくさん土地を持っていたわけですが、非常に大きい負債があった中で、地べたを売り、建物を売り、身を切るような状況で借金を返すようにしてきたと。まあ、都市部の土地などお金になるような土地はだいぶ売り払っている状況になってきています。したがいまして、基本的に自己収入を確保するためには、徐々に先ほどのように立木ないしは林産物、その生産物をしっかり売ることで自己収入を上げるという構造にだんだんなってきています。それをどういうふうに収入を確保するのかという構造として考えると、まさに先生のおっしゃるとおりだと思うんですけれども、そういう構造に変えていかなければならないという課題をこの数字はあらわしているんだと思っております。

○下川委員　ありがとうございました。

○有馬会長　よろしゅうございましょうか。

ほかにいかがでしょうか。

今の下川委員のご質問に若干関係するんですけれども、林野の売払いのここのところが何か減ってきているんですけれども、今のご説明ですと、もう、ほとんど売れそうなものはなくなったと、こういうお話ですよね。

そうすると、これの決算概要の１の説明のところが、「土地需要の減退」という文章ですけれども、これ、よろしいのかなという感じがちょっとするんですけれども……。いや、細かいことで申しわけないけれども……

○須藤管理課長　申しわけございません。「需要の減退」は、土地価格の減少というのがございまして、それを加味して数えたものですから、「需要」というふうに書かせていただきました。

○有馬会長　いや、特に異論があるわけではないんですが……。

ほかにいかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、続きまして、平成18年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況（案）について、諮問、審議に移ります。

農林水産大臣から諮問をいただき、これに対する審議を行った後に答申を行い、公表することとなっております。

なお、その公表の際には、林政審議会としての意見も、概要も合わせて公表することとなっておりますので、それでは、農林水産大臣の諮問を長官から代読していただくことでお願いいたします。

○辻林野庁長官　「林政審議会会長有馬孝禮殿　農林水産大臣若林正俊　平成18年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について（諮問）　国有林野の管理経営に関する法律第６条の３第１項の規定に基づき、平成18年度における国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況を別添により公表するに当たり、同条第２項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。」

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○有馬会長　わかりました。

それでは、平成18年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況（案）について説明をお願いいたします。

○平野経営企画課長　事務局から説明申し上げます。経営企画課長です。よろしくお願いいたします。

資料の方は、右肩２－１、それから２－２、２つでございます。

２－２が管理経営基本計画の実施状況の本体でございますけれども、少々大部でございますので、私の方からの説明は２－１でやらせていただきたいと思います。

まず、表紙、「平成18年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」ということでございまして、１枚めくっていただきます。

管理経営基本計画、これは５年ごとに農水大臣が向こう10年間を期間とする計画でございまして、現行の計画は16年の４月に立てられてございます。名実ともに開かれた国民の森林とするための取組ということで、４つ星印がついてございますけれども、１つは、公益的機能の維持増進を旨とした管理経営、それから、２つ目は、森林環境教育への貢献というふうな観点、それから、３つ目として、新しい行政、温暖化対応というこういう取組の推進、４つ目として、

国民との対話型双方向の情報発信という、こういう４つの観点で今回は成立させていただいております。

まず１つ目、右側に移りまして、「公益的機能の維持増進」でございます。国有林760万ヘクタールの面積ございますけれども、そのうち公益的機能を重視ということで、公益林設定というものをやっております。面積は徐々に増えてきておりまして、現在、９割を超えて94%になっております。代表的な施業として、長伐期施業、それから複層林施業、まあ、写真では四国の例を紹介させていただいております。それから、下の方、災害の未然防止ということで治山施設の整備というものも行ってございます。

２ページ、めくっていただきまして、木材の生産、これもあわせて推進しておりまして、特に間伐につきましては、効率的な列状間伐、また、高性能の林業機械を活用しての低コスト林業の推進ということで、間伐については積極的に取り組んでおります。数字、個々には書いてございませんけれども、17年度が国有林360万立方でございましたけれども、18年度、この年は60万増えての418万立方ということで、率先して間伐を推進しているということ。そして、また、民有林との連携ということで、地元を呼んでの現地検討会、こういったものも普及のために取り組んでございます。

右側は安全面ということで、災害対応、ヘリによる迅速な災害調査ということで、これは昨年７月の豪雨災害、長野県ですけれども、その事例を紹介させていただいております。

下の方、自然環境に優しい治山事業ということで、この例は北海道の知床半島、サケ・マスの遡上に優しい階段工と申しますか、治山工事の事例でございます。

３ページ目、環境教育ということで、遊々の森というのが、国有林、全国で130カ所ほどございます。18年度はプラス22カ所ということで、年間およそ10万人の生徒を山に招いて学習をしていただいたということでございます。下の例は、岩手の八幡平でございまして、総合学習の一環で、現地の局署の職員が授業に講師として派遣されているという、そういう状況でございます。

右側、国有林野組織の中に森林環境保全ふれあいセンターというものが全国で11カ所ございますけれども、そういったセンターでは、市民団体、ＮＰＯと協力しながら自然の再生活動であったり、あるいは、一番下の写真はモニタリング調査の一コマですけれども、こういった森林調査を行っているという状況でございます。

４ページ、「新たな政策課題への率先した取組」ということで、来年、2008年からは第一約束期間が始まりますけれども、温暖化対策ということで健全な森林の育成への取組を進めてお

ります。間伐の実施、複層林の整備、そして、木材そのものを積極的に使っていこうということで、下の治山ダムの事例は、型枠に間伐材を使った事例でございます。こういった形で国有林の治山事業、あるいは林道事業の中で木材は５万立方を使用しているという状況でございます。

右側、グリーン・サポート・スタッフというものが活躍しておりまして、年間延べ8,500人が各地で配置されまして、巡視であるとか、あるいはマナーの啓発といったことで来訪者に対して貢献しております。

下の方は、自然遺産、世界遺産の暫定リストにこの１月に小笠原がなりましたけれども、こういった地区の保護活動、保護林と私ども古い歴史を持った制度を擁しておりますけれども、この保護林が、現在、国有林の１割を超えています。80万ヘクタールが保護林として設定され、そして、そこでの保全・管理というものが行われております。写真は、小笠原のシダ植物、あるいは外来種アカギの駆除、これは巻き枯らしの例ですけれども、それからカラスバト、こういったものの保護、こういった保護をしっかりやった上で世界遺産へチャレンジするという、こういうステップを、現在、踏んでいるところでございます。

５ページ、50周年という節目に各地でさまざまな催し物をやったわけでございます。１つは、北海道のパイロットフォレスト、右側は栃木県の足尾の煙害跡地への緑化活動でございます。右下は、これは鳥獣害対策ということで、こういった活動もあわせて続けてございます。

６ページ、地域振興。間伐材につきましては、昨年来、特に18年度は新しい動きが始まったわけですけれども、システム販売という大口需要者に対する供給システムを国有林は推進しておりまして、この結果、間伐材の有効利用、あるいは量的アップに貢献しているところでございます。収穫量は約600万立方ございますけれども、間伐の比率が増えてきておりまして、この18年度は、うち７割、70％が間伐材が占めるというまでになってございます。

右側、土地の売り払いでございますけれども、仙台の事例、こういった市町村などへの売り払いを、市民にとっての緑化不動産の提供というふうな形でさまざまな対応を図っているところでございます。

それから、最後、レクリエーション的な利用ということで、国有林にはレクの森、ございますけれども、年間延べ１億4,000万人の方々が利用されているというふうなことで、そういった新しい森林の使い方に対してフィールド提供を行っているということでございます。

最後、７ページは、先ほど管理課長の方からご説明を申し上げましたけれども、自己収入につきましては土地売りが先細り、一方で、業務収入の大半を占める木材生産、これにつきまし

ては間伐材等の増加が見込まれておりまして、これで何とかカバーしていくという、そういう努力を今後ともし続けてまいりたいというふうに考えております。

借入金の推移については、先ほどの説明のとおりでございます。集中改革期間以降は新規借入金ゼロという形で経営を続けているところでございます。

私の方からの説明、18年度の実施状況については、以上でございます。

○有馬会長　はい、どうもありがとうございました。

それでは、この件につきまして特段のご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

今、この概要の方でご説明いただきましたが、これが一応本体の方でありますから、その辺も含めてご意見等ございましたら……。

はい、どうぞ、沼田委員。

○沼田委員　39ページの国有林の木の供給についてというところなんですが、この間、ちょっとテレビで拝見しましたこの薬師寺の再建のときに、いいヒノキが日本になくて台湾に行ってそのヒノキを買ってきたというようなことをやっていたんですけれども、今、文化財修復にすごくヒノキの需要が多いというふうに聞いておりますが、国有林の中にも文化財に使うようなヒノキの割合というのはすごく少ない。日本の文化財は日本の木でできないものかなという、ちょっと疑問がわいたんですけれども……。

○平野経営企画課長　そういった神社仏閣用のいわゆる太い木、太径材ですけれども、太径材こそ日本では国有林でございまして、そういった意味で、できるだけそういった需要に対しては持続的な供給ができるようなそういう切り方をこれから工夫していかなければいけないというふうに考えております。

先ほどの台湾のお話につきましては、そもそも日本にあるもの以上の規模だとか、あるいは量、まとまった量というものの要請があった場合に、十分に現在の国内だけでは供給できないということでございまして、天然木の伐採というものがこれからさまざまな観点で、今も含めて話題になってございますけれども、どういう形で上手に持続的な形で供給し続けられる、そういう施業方式を編み出すかということも含めて、引き続き慎重に検討しなければいけないというふうに考えております。

○沼田委員　ここに木曽ヒノキの例があります。やっぱり、需要は増えているということですよね。17年度は0.5で、18年度は0.6……。これは需要じゃないですか。この表－17……。

○平野経営企画課長　はい。この表は、たまたまこの木曽ヒノキは、いろんな使われ方がございまして、伊勢神宮の遷宮木用だとか、そういったものもあって若干の増加がございますけれ

ども、５年、10年のターンで見たときには、経年的に暫減してきているという状況でございます。それは木曽ヒノキ以外も含めてそうでございます。

○沼田委員　ぜひ、日本の文化財は日本でやっていただきたいなという希望でございます。

どうも、ありがとうございます。

○有馬会長　ありがとうございました。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ、惠委員。

○惠委員　おくれまして、すみません。

質問といいますか、今の２－２でいきますと、11ページに「魚類の生態系に配慮した治山事業」という項目がございまして、斜里の赤イ川というところでのサケ・マスの遡上に関しての配慮という画期的な、世界遺産に絡んでの事業なのかなとも思うんですが、このような事業が必要とされている河川、あるいは要請があって、魚の目から見て１本の川にしなくてはいけない川というのは、何かリストアップされたり、調査されたり、これから計画をお持ちだったりするのでしょうかというのが質問の１つ目でございます。

○福田国有林野部長　事例で今ご紹介しているのは知床の場合でございまして、ここに書いてありますね。これについて専門の科学委員会を現地に置きまして、その専門家の皆様と一緒に現地で当たりまして、順次、防災機能を果たしているものも損なわない範囲で工夫をして、段差を小さくして、そういうことによりまして両立を図るというようなことの取り決めをした事例でございます。

実際、河川工作物を見ますと、私どもの方はどちらかというと上の方にございまして、その手前にかなり大きな堰堤といいますか、河口堰とかがありまして、そういうものとの全体の話もございまして、今、その中で特に遡上とか、特にサケ・マス類ですか、そういうものの遡上で問題になっているもの、徐々に幾つか事例が出てきております。そういうものについては私どもも、徐々にこういうふうになった場合は注目しながらやっておりますが、そういう状況でありまして、全国的に、今、調査するというような感じではございません。

ただ、私どももそういう川は、委員、言われましたように１本の川でございます。私どもの方は一番上の方にあるわけですから、そういう動きにキャッチアップして、常に遅れないようにきちんと対応していきたいと思っております。

○有馬会長　はい、どうぞ。

○惠委員　ありがとうございました。

もう一点、そのことに関連いたしまして、要約版の方、２－１でいきますと写真が、４ページの左下に間伐材の型枠を使用した渓間工という、非常に大規模に間伐材が使えるといういい事例があるんですが、この中に魚道を配慮しながら、長距離に魚道というのはスロープをゆっくりにしていくわけですので、そういう意味では間伐材の生かし方が魚道にまで広がると配慮が非常に深くなるんじゃないかなと思いますので、今後のご方針をお聞かせいただけますか。

○福田国有林野部長　当然、そういう生物に優しい環境といいますか、魚道も、委員ご案内のように、当然ご存じのことと存じますけれども、順番に上げていって、水流が常にあるような状況でないと機能いたしませんので、そういうものについてさらに多自然型、自然に近い形での工法をとるべき場合には、そういう形で対応していかなきゃいけないと思っております。

○惠委員　ありがとうございます。

○有馬会長　よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ、岡田委員。

○岡田委員　先ほど、冒頭の説明とも絡むんですが、基本的にこの林産物収入が、16年を底に、17年、18年と上向いてきて大変結構なんだと、こういう意味の説明がありました。単年度でも22億も増えていると。その中身は何かというと、立木販売ではなくて、素材生産販売、内容は間伐ですと、こういうご説明がありました。

そこで、質問なんですが、この間伐の中に、例えば、循環利用の区分以外の部分というのは入っているかどうかですね。あるいは、違う観点で言えば、人工林以外の天然林部分の間伐というのもあるかどうか。あるいは、現在、余りないとすれば、今後は一体そういった部分の間伐、素材生産販売というのが、見通しとしてはどうなんだろうか。このことは、私としては大変重要だなという理解をしておりまして、今後、いろんな形で国有林が経営管理の内容を変えるというふうに聞いておりますから、そうなりますと、循環利用だけではなくて、やはりいろんな区分の中からも本来的な業務というのを、むしろ増加傾向で期待できるんだということになるのかどうかという、こういうある背景をもう一遍お尋ねでございます。

○平野経営企画課長　まず、循環林以外から間伐材が出ているかどうかという問題ですけれども、循環林は、今、国有林の中でわずか６％しかございませんので、わずか６％からそれだけのものが出てくるというものではございません。具体的な産出量ですけれども、現在、立木の方は130万立方ございます。素材の方は、余り量は変わりませんで、147万立方出ておりますので、委員がおっしゃったようにすべての素材というふうなものは、少しイメージとして違うの

かなというふうに思っております。

具体的な出方ですけれども、18年度は循環林からの間伐の出方は全体の15%ということでございます。今後につきましては、できるだけ公益林を増やしていくという、こういう傾向は変わりませんで、公益的機能を発揮しながら、なおかつ木材生産もあわせてやっていくという、この基本的な考え方のもとに進めてまいりたいというふうに考えております。森林整備の一つの結果産物として木材が産出されるという考え方で進めていきたいというふうに考えております。

○有馬会長　どうぞ、長官。

○辻林野庁長官　先ほど、収入のところで、木材の販売収入が増えてきているといったことで、もし誤解をされれば問題がございますので、少し基本的な考え方を申し上げたいと思います。

国有林につきましては、人工林については長伐期の計画を持っていること。80年なり、100年整備で持っていこうというのが大原則でございまして、そして、その間、間伐をやっていこうというふうに思っております。

それから、天然林の伐採については、基本的には、現在、大幅に下げてきてございまして、とりわけ北海道の天然林については伐採量を減らしてきていると。それから、木曽のヒノキだとか、青森ヒバだとか、こういうところについてはなるべく保続がきく、いわば細く長く供給をしていこうという基本方針のもとで、これについても伐採を減らしてきているといったような状況でございます。

問題は間伐でございますけれども、これは循環林であろうと、国土保全林であろうと、間伐をしないと下草がなくなって、水源かん養機能だとか、公益的機能がなくなるわけでありまして、そういう意味では、やはり適切な間伐をしなければいけない。

それから、もう一つは、森林吸収源対策、いわゆる地球温暖化防止ですね。これの吸収源としてカウントできる森林は間伐をやった森林でないとカウントしてもらえませんので、そういう地球温暖化防止という観点、それから水源かん養、あるいは国土保全、こういう観点からやはり適切に間伐をしていきたい。その間伐材を販売していこうというのが大原則でございまして、そういう意味では循環利用・保護林だけではなくて、これからも水源かん養、国土保全の点からも出てくるだろうということでございます。

○有馬会長　よろしいですか。何か、もうちょっと補足……。ご質問があるんでしたら……。

○岡田委員　そうしますと、公益的機能林というのは大変大きな面積を占めるんですが、その維持、あるいは機能発揮のためにも、いわばこの素材生産、間伐木材生産というのは、同時に

不可欠の管理の内容だと、こういう理解で一つはよろしいんでしょうね。
○辻林野庁長官　資源循環林の方は、これは木材生産で間伐をやろうか、そこが主目的でございますけれども、国土保全林あるいは水源かん養林の方はそうではなくて、まさにそういう機能を高度に発揮させるために森林整備をすると。それで間伐が必要なわけでありまして、その間伐をやった結果、間伐材というのが出てくると。それを販売していく。目的が違ってくるわけであります。
○岡田委員　結果としての木材生産であります。しかし、生産は伴うということですね。

それから、もう一つ確認なんですが、これらがいずれも委託ですよね。いわば外注された中で確保できているし、展望があると、こういうふうに整備をされているということでよろしいですか。
○福田国有林野部長　事業執行の方はそういうことでできると思っております。これはまさに森林組合とか、民間の業者さんにお願いをして今もやっておりますけれども、そういうことでできるだろうと思っております。
○岡田委員　もう一つは、先ほどのこの表でいきますと、今度は収支の１ですね。決算概要の１なんですが、これの２ページ目の支出の項目を見ますと、この事業的経費のところでは、収入では間伐収入、要するに販売収入が増なんですが、支出の方で今のような間伐を、例えば森林整備というような形で一つは整備ができようと思いますし、そうではなくて事業費という形でも整備ができようというふうに思うんですが、この中では森林整備が55億増ですね。これとの関連で言いますと、どういう理解をしておけばよろしいんでしょうか。委託をしたところでマイナスっていうことはあり得ないですよね。
○須藤管理課長　先ほどの説明の中にもありましたように、間伐を、今、進めているところで、森林整備費の中に間伐、これは外注していますが、これを上げている。これが55億伸びてきている要因の主要因であります。

事業費というのは、そういった外注だけじゃなくて、コンスタントにいろいろな形で必要な事業、基礎的に発注しなければいけないものもございます。先ほど申し上げた間伐みたいな、外注して発注しなければいけないようなもの、これは基本的に森林整備費の中に入っております。
○辻林野庁長官　森林整備費の55億と、それから林産物収入のプラスの22億、この差は、要は森林整備にお金を使ったと。まさに、民有林でもやるように、間伐をやる場合は、基本的には７割とか、そういう補助金が出ているわけでありまして、それは何のための補助金が出ている

かというと、それは木材生産をやるための補助金がでているわけじゃなくて、水源かん養だとか国土保全の機能を高めるための整備ということで補助金が出ているわけでありまして、この差は逆にそういう公益的機能の整備のためのお金だと、そういうふうに理解をしていただければと思います。

○有馬会長　はい、どうぞ、横山委員。

○横山委員　今のご質問にも関連するんですが、事業の収支で少しお尋ねしたいんですが、ご努力した結果、新規借入金をしないで収入が支出を65億上回りましたというようなことは、まずよくわかるんですが、借入金利子の額がかなり大きい額で、林産物等の収入を超過するぐらいの利払いがあるんですよね。そうすると、この状態がずっと続くと、単純な理解でいくと、利払いのために林産物を売っていくというような事態になっていると見ることができるのかどうかということ。

申し上げたいことは、もう一点。一般会計からの受け入れのこの金額が、その経営努力なり事業努力と関係なしに予算で決まってくるわけですよね。そうすると、この一般会計からの受け入れが少なくなればなるほどこの収支差というのは、当然、赤に近づくわけですね。この辺のところについて、この事業の収支を見るときに、いわゆる事業主体としてコントロールして努力した結果の数字と、そうではなくて財政的に政治なり予算で外から与えられて、事業が幾ら努力しても収入が、一般会計からの受け入れが少なくなれば、収支差は赤になりますよね。そういうときに、この一緒くたにした収支で本当に事業を努力したんだということがあらわせるのかどうか、この辺について何かお考えがあるんでしょうか。

○福田国有林野部長　まず第１点目の方ですが、委員、ご案内のとおり、前回、抜本的改革の際に、国有林野事業で今後返していけるものはどれかということになりまして、１兆２千億円余りを持っているわけですが、これについての従来の特別会計の考え方ですと、その利払いも含めてそれは自分でやるということなんですけれども、そうではない仕組みになっています。これから国有林は公益的機能発揮ということなんで、安定的な形にしなければいけないという中で、今、ご指摘ございました借入金利子の支払いの分は収入の方で同額の利子財源を一般会計から受け入れるという形で措置しておりますので、これは全く同じ形、右と左に同じ金額が載っている訳ですが、先ほどの新規借入金と借換借入金が、右と左に同じ額になっているのと同じ構造になっておりまして、そういう意味では、これによる影響というのは本体のものには出てこない形にしているという形になってございます。

ということは、同時に、委員、ご懸念がございましたが、そういうものによって、予算措置

のいかんによって、あるいは借入金という全く別のものによって通常の事業運営というのが逼迫をするというような構造には、もうそもそもなっていないわけでございます。

さらに、今回、そういう中ではありますが、その部分、ですから、これを除いて本当は表示した方がいいのかもしれないんですけれども、しかしながら、財務諸表をつくる場合、全体の姿をきちんと書かなきゃいけない。それから、これを除くわけにいかないのは、入れている方の一般会計の方にもこれに見合うものがありますから、それはどこへ行っちゃったんだということになりますので、国の全体の財政の姿を明らかにするという意味ではこういう形にしなければいけないということでございます。本当はこれを除くときれいに見える形になるかと思うのですが。

そういう中で、先ほど長官、申し上げましたように、事業施設費ということで、これは、要は投資の部分でございます。特に、事業施設費の森林整備費の部分につきましては、間伐をしたり、木を植えたりということでなってくるわけで、これについては一定の割合で繰り入れてやっているということでありまして、これについても事業量に応じて変動していることになっておりますので、結果としてそういうことによって、まあ、逆に言えば、委員、言われましたそれ以外のところ、人件費の部分の努力でありますとか、あるいは木材の収入の努力というのはきちんと出てくるような形になっているかというふうに思っております。

○横山委員　もう一回確認ですが、一般会計からの受け入れの中に利子財源ということで同じ額が入っているということと、それから、借り換えのときはそのまま収入、支出に出ていくということでこの影響はないという理解でいいわけですね。

それで、あとはそれを除いたところで見ると、私どもがこの事業自体の経営努力というんでしょうか、そういうのを見るときには、事業収入と人件費、あるいはその事業的経費の収支差を見ればいいと、こういう理解でいいんですか。

○福田国有林野部長　はい。そういうことです。事業施設費というのは、ただ、資本投資になっておりますので……。

○横山委員　はい、わかりました。

○須藤管理課長　今のところ、１点だけつけ加えさせていただきますと、公益的な機能があるので、投資したものがそこの立木の形に変わっているものが多数あるわけでして、これはちょっとページ数、後ろになりますけれども、貸借対照表の方に数字が出るんですよ。貸借対照表の左の資産の部の固定資産の２番目、立木竹なんですけれども、これが前年度と比べますと319億増えています。こういった形でたくさん投資して、整備費が上回っていますけれども、こ

の上回っている整備費はこういった形で森林の中に残っていくということでございます。
○福田国有林野部長　イコールではなくて、これの中に投資したものから立木の原価に行く部分、それから、災害とかございまして、ここにある立木竹の資産が減る部分、そういう要因も加わって最終的に319と、こういう数字になっております。
○横山委員　はい、わかりました。
○有馬会長　はい、どうぞ。
○下川委員　２つほど……。これは財務状況についてなんですが、業務収入を増やしていくということになりますと、これは非常に大きな危機だと思うんですけれども、先ほどすべて生産等については外注だというご説明がありましたけれども、やはりモデル事業としてでもいいわけですから、まあ、今、そういう取組が行われているのかもしれませんが、やはり生産事業を、もちろん外注を否定するものではありませんが、やっぱり技術を引き継いでいくというようなことからしても、国有林の中でみずから事業展開していくというようなことも必要なのではないかなというふうに思われますけれども、その点、どういうふうにお考えなのか。

それから、もう一つは、これは表現上の問題だと思うんですが、先ほどの事業費の説明、特に治山事業についてなんですが、こういう説明ですと、治山事業というのは治山の施設をつくる。あるいは、環境の保全をしながら、例えば治山ダム等をつくっていくと。しかし、決してそうではなくて、環境だとかあるいは自然に反映した、例えば、間伐事業ですとか、森林整備事業、こういうことを展開していくことが土砂の生産を減らしていく。以前は、昭和40年代ぐらいまでは、非常に広範囲にわたって山が壊れるというような現象が起きたんですが、最近は余りそういう現象が起きないんですよね。やはり、これは、もちろんダムということもそうなんですけれども、必要なんですが、やはり山腹の山の方での森林整備をきちんとやっているということがそういう効果につながっているんではないか。だから、そういうところをもう少し、こういう表現の中に国民が理解できるような形で表現していくというようなことも必要なんではないかなという意味で、もう少し表現方法を工夫していただいたらどうかなというふうに思います。

以上です。
○福田国有林野部長　前半の技術開発要素の件でございますけれども、これについては技術センターというものを置きまして、そこで、民間活力を利用しながらでございますけれども、技術的な開発部分というものもやっております。

また、民有林関係者の方でございます森林技術総合研修所というのがございまして、そうい

うところで普及も兼ねてやっておりますので、そういうものとタイアップしながら私ども進めているというのが実情でございます。

したがいまして、実行の方は民間の事業体なんですが、当然、そういう開発要素のある技術については、私どもはちゃんと課題を設定しながら進めているということでございます。

それから、２点目のことですけれども、治山事業の中で、例えば、足尾の例なんかが出ております。足尾の50周年、ちょうど去年迎えましたが、当時、足尾銅山の煙害で一面にわたりましてはげ山状態になりました。概要版の５ページのところにございますけれども、本当に、５ページの右上の方の、これは長平沢の例ですが、煙害で本当に土もない状態で、岩だけの山になったものを、長年、50年にわたって治山事業をやった結果、ここまで緑になって、これは本当に息の長い事業でございますけれども、肥料と草の種を空からまきまして、さらにその上に低木性の木を導入しまして、ようやく、今、こういう形になって、高木性の背の高い木がやっと生えてきた。これも治山事業でございます。こういうまさに災害、あるいはこういう被害を受けたところに緑を戻すというのが治山事業のメーンの事業でございまして、私どもはこういう意味で、この50周年の取組もぜひこの機会にと思って取り組んだわけでございますけれども、委員ご指摘のとおりまだまだ不十分な点がございますので、さらに一生懸命努力していきたいと思っております。

○有馬会長　はい、海瀬委員、どうぞ。

○海瀬委員　８ページの方に列状間伐が出されているわけですけれども、質問は、資源循環利用林についての列状間伐と、それから、環境保全林、水源かん養林とか、そういうところの間伐の施業状況、どういうふうな間伐の施業をされているのか、ひとつ教えていただきたいと思います。

それから、まだ列状間伐は始まってさほど期間がたってないかと思うんですけれども、国有林の方で列状間伐をやったあとが、どういうふうな成育状況になっているのか。そういうふうな追跡も今後の課題として掲載いただければ、非常に参考になるんじゃないかな、そう思いますので、よろしくお願いします。

○福田国有林野部長　列状間伐につきましては、これは特に傾斜でありますとか、それから、そこにおける法令制限の関係等もございまして、そういうものを念頭に置きながら選択をしております。

列状間伐、やはり大半のところ、ある程度急傾斜のところでありますとか、重要な保安林ということだとなかなか、どこでもというわけにいきません。一般に、そういうものを適宜判断

しながら進めていくのが実情でございます。

列状間伐そのものは非常にもう長い歴史がございますので、今のところ、特にそれによって大きな障害があるというふうには聞いておりませんですが、まさに、今、民有林の方では、どちらかといいますとまだまだ普及はおくれている面もございますので、私ども、そういう現地の研修会も民有林の方と一緒にやらせていただいておりますけれども、さらにわかりやすい形で効果等をお示しできるように努力していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○有馬会長　いかがでしょうか。どうでしょうか。出尽くしたような感じが……。ほかに、よろしゅうございますか。

そうしますと、この辺で林政審議会としての答申としての取りまとめを行いたいと存じますが、今、委員の皆さんから大変貴重なご意見、それからご発言をいただきましたし、そのご発言等の扱いでございますけれども、今回の諮問に対する答申を公表するに当たっての特段の付すべき意見、こういうよりは、今の皆さん方のお話は、大半は今後の森林・林業政策の実行、特に実行に際して、それから表現の仕方等についてご意見、ご提案をちょうだいしたように受け取れますが、いかがでしょうか。そういうことでよろしゅうございましょうか。

（「はい」の声あり）

○有馬会長　そうしますと、したがいまして、今いただいたご意見等は今後の林野庁の行政面で十分に生かしていただくと。特に、非常に貴重な特に、やはり、今言われているように、わかりやすくいろいろなことを説明がちゃんとできるような資料と、それから、最後、海瀬委員が言われましたように、国有林の持っておられる技術だとかそういうものを公表して、広く、ともかく皆さんによく知ってほしいというような大変貴重な行政面での、やはり国有林というのは日本を代表する経営体でございますので、そういう点で、ひとつ、今後の行政に十分に活用していただくということかと思いますので、今回の諮問に対しましては、適当であるという答申にすることでよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○有馬会長　大変、ありがとうございました。

それでは、答申（案）を……。

まず、２枚ございますが、答申について、意見の概要は別添のとおりで２枚目でございますが、意見の概要……。「平成18年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況に対する当審議会の意見の概要は、下記のとおりである。」。「公表に当たって付すべき意見はな

い。」。何となく、これ非常にそっけないもので、せっかくこれだけ皆さんからいろいろいただいたのにというのが、実は、前にもご指摘いただきまして、今申し上げたとおり、これは政策実行に当たって十分生かしていただくということでございますので、これは公表に当たっての、これに当たってのではないということでございますので、よろしゅうございましょうか。

それじゃ、そういうことで……。よろしいですか。はい、どうもありがとうございました。

それでは、そのように答申させていただきたいと思います。

それでは、次に、林政審議会の小委員会を設置するための林政審議会議事規則の一部改正、この案でございますが、用意されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

○岡田林政課長　それでは、資料ナンバーの３でございますが、ご説明させていただきます。

林政審議会の議事規則につきましては、林政審議会令に従いまして、改正の場合は会長が本審議会に諮って定めるということになってございます。

この審議会の今回の議事規則の改正の内容でございますけれども、地球環境問題に関しましてご議論いただく小委員会を設置していただきたいということでご提案させていただいているわけでございますので、事務局としてご説明させていただきます。

地球環境問題につきましては、農林水産省全体の動きといたしまして、６月には農林水産省の地球温暖化対策の総合戦略、あるいはさらに７月には農林水産省の政府対応戦略を策定するなど地球環境保全に貢献する農林産業の指定を受けまして取組を進めているわけでございますけれども、今回、さらに地球環境問題についての議論もしっかりと深めていくということ、それをまた政策に引き続き反映させるということが大変重要になってございます。

そこで、林政審議会、それから食料・農業・農村政策審議会、それから水産政策審議会、この３審議会で小委員会を設けていただきまして、その合同会議の開催をして議論を深めていただくということを念頭に置きまして、今般、この林政審議会施策部会のもとに地球環境に関する議論をしていただくための小委員会を設置していただきたいということで、この規則、そのために小委員会が設置することができるという旨の改正内容を盛り込むことの改正事項を提案していただくということでございますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○有馬会長　どうも、ありがとうございました。

林政審議会の議事規則の一部改正について事務局より説明をいたしましたけれども、皆様のご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○有馬会長　よろしゅうございましょうか。

特に、この地球環境問題は、もうご承知のとおり二酸化炭素の削減等の目的についても６％削減を目標にしていると。でも、なかなか厳しい状況にございます。ただ、その中で、まあ、ちょっと私はひいき目かもしれませんが、一番検討しているのは、あの吸収源対策ではないかという具合に思っておりますし、特に農林水産の関係の声が、皆さん、意外といろいろなところで理解されてないんではないかというようなこともないわけではございません。そういう点で、こういう委員会等が属するということで広く有識者の方々にご審議をいただくということでございます。

ただいま改正を皆さん、ご承認いただきましたので、林政審議会規則によって、第６条に基づき施策部会長、私は施策部会長を兼ねておりますので、施策部会に地球環境小委員会を置くことといたします。

また、その小委員会に属すべき委員及び特別委員でございますが、それについて当委員会からは青山委員、それから櫻井委員、横山委員のお三方にお願いしたいという具合に思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○有馬会長　また、特別委員でございますが、これは施策部会に属しておられます安藤委員、それから金沢委員の２名にお願いしたいと存じますので、ご承知おきいただきたいと思います。

この５人の方々、皆さん、その専門分野が、いろいろな分野を網羅するようにということでお願いしてございます。そういう点で、ひとつよろしくお願いいたしたいと思います。ありがとうございました。

では次に、説明事項といたしましては、平成20年度概算要求につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○岡田林政課長　それでは、資料ナンバーの４とナンバリングした資料で概算要求につきましてご説明をさせていただきます。

「平成20年度林野庁関係予算概算要求の概要」につきましては、表紙１枚で、19年度と20年度を比較した資料を置いてございます。その後ろにそれぞれの施策ごとに重点事項、何があるかということを書いたものでございますが、時間の関係で、この最後につけました色つきのＡ３の紙がございますので、これをもちまして概略申し上げたいと思います。

「未来に向けた「美しい森林づくり」の推進と国産材の復活」と題してございますけれども、昨年、策定いたしました森林・林業基本計画、この中で多様で健全な森林づくりと、それから国産材の利用を軸としました林業・木材産業の再生ということを打ち出しているわけでござい

ますけれども、今回の予算案の中におきましても、それに沿いまして、さらに一般化までのさまざまな森林、林業をめぐる情勢も踏まえまして予算編成をしているわけでございます。

左方、茶色で塗ったところが美しい森林づくりに向けました多角的な森林整備の推進ということでございます。先ほど、長官からもお話しございました森林吸収目標1,300万炭素トンの達成を図るということを基本の目的に置きながら、さらに間伐の実施が必要な高齢級森林を中心とした多角的な取組の実施をしようということで、例えば、その下にございます、黒枠にしてございますが、高齢級の森林整備促進特別対策事業、意欲ある民間事業体におきましてここに必要な資金を融資して、その事業体の意欲によりまして森林所有者に働きかけをしていただきまして、しっかりと間伐をしてもらう。また、そうした場合には、それについての一部分については補てんをするというような仕組みも取り入れてございます。

それから、また、それぞれ美しい森林づくりにつきましても、市町村に対する基盤整備の交付金なり、あるいは今年度から導入しております未整備森林の緊急公的整備の導入のモデル事業（定額助成方式）といったものにつきましても要求をする。

それにまた非皆伐施業の推進のためのソフトの経費というものを盛り込んだ対策事業というものにつきましても要求をしようということでございます。

それからまた下の方、３つ目のポツ、飛びますけれども、地方負担分についての地方財政措置の充実につきましても、総務省に対しての要望をしていこうということでございます。

丸で打った部分、その下に「「美しい森林づくり推進国民運動」の展開」と、それから、右が「花粉発生源対策の推進」ということも大変緊急の課題でございますので、庁内で花粉症のプロジェクトチームを設けたわけでございますが、その成果を踏まえまして予算要求をしているということでございます。

それから、下側、紫色で塗った部分でございますけれども、「国土保全対策の推進」ということでございます。国有林、民有林と連携した流域全体の整備をしていこうということの要求をしているわけでございます。

それから、右側青囲みをしたところでございますが、「木材の加工流通体制の整備と林業生産コスト削減による国産材の競争力の向上」ということで、担い手の確保と、それとともにあわせて地域の活性化も図っていく。

それから、「低コストシステムの普及・定着」ということで、「高性能林業機械の導入を円滑化」ということも詰めようということでございます。

木材産業の部分でございますけれども、乾燥材の供給、その他品質管理の徹底としました生

産体制をつくっていく。あるいは、邸別配送に対応しまして物流拠点を整備していく。こういうことによりまして国産材が使いやすいというふうな環境を整えていきたいというふうに考えておるわけでございます。

さらに、右下、ピンク色に塗った部分でございますけれども、林地残材等の木質資源を利用する取組、さらにエネルギー等の製造システムの構築によりまして新たなビジネスを創出する。木質森林資源を利活用しまして地域の活性化につなげていきたいというような予算も要求をしようということでございます。

簡単ではございますが、以上が20年度の予算の概要でございます。

○有馬会長　はい、どうぞ。引き続き……

○古久保整備課長　整備課長でございます。

緑資源機構の関連予算につきましてご説明申し上げます。

４のページの１つもとに戻っていただきますと、Ａ４のナンバー19、19ページというところでございますが、緑資源機構の関連予算について来年度の要求の考え方を示しております。

緑資源機構は、発注者がみずから深く関与する談合問題を起こしたということで、第三者委員会を設けまして、機構、それから公益法人も絡んでおります。また、林野庁も含めて組織、業務に何らかこういった観点から再発防止を検討し、そういった中間取りまとめというものもつくっております。これは徹底させてやられておりますが、その方向を踏まえて来年度の予算要求を行っております。

まず、緑資源機構につきましては、組織としては19年度限りで廃止をする。ただ、事業については、必要性を勘案してそれぞれ道行きを考えるということでございまして、緑資源幹線林道事業につきましては、独法事業としては廃止をし、ただし、これは談合とは関係のない地域の受益者の期待もありますし、また、これまでの投資をむだにしないという観点からも、自治体で実施できるような補助事業を設けるということで、山のみち地域づくり交付金等を要求をしております。また、こういった移行を円滑化にするための関連経費も要求をしております。

それから、水源林造成事業。これは、引き続き事業の透明性、効率性を確保しながら、経過措置法人で実施をする。経過措置法人としては、森林総合研究所を予定しておりますけれども、そちらの方で適切に実施するための経費ということで必要経費を要求をしております。

あと、特定中山間保全整備事業、これは農林一体の事業でございますが、それから農用地総合整備事業、これは専ら農業の事業でございます。それから、海外農業開発事業、これらにつきましても中間取りまとめに沿った形でそれぞれ一定期間の後に廃止することを前提とした予

算要求、もしくは他の機関で具体的に行うべく、移行させるというための関連経費などを要求することとしております。

以上でございます。

○平野経営企画課長　続きまして、同じく資料番号４番の束の一番最後になりますけれども、「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会中間とりまとめ」というものがございます。

右下に番号が打ってございますけれども、まず、５ページをお願いいたします。

これは、第三者委員会の最終といいますか、中間報告に添付されておるところの農水省の包括的な基本姿勢ということで農水省がつくったものでございます。

それの９ページをお願いいたします。この中で、緑資源機構の廃止に伴いまして林野庁の組織等についてどのようにやっていくかということが、９ページの下、３分の１あたりから書いてございます。

１つは、①として、緑資源機構の本年度限りでの廃止に伴い水源林造成事業は、執行の透明性、効率性を徹底しつつ、経過措置法人、森林総研ですけれども、への事業を継承し、その後国有林野事業の一部を移管する独法に引き継ぐということが、まず第１点目でございます。

それから、②といたしまして、行革推進法において22年度に検討することとされている国有林野事業の一般会計化、一部独法化については、一刻も早く経過措置を終了し、安定した継承事業の執行体制を確立するためということで、この国有林野事業の一般会計化、独法化について、その実施を１年前倒しいたしまして平成22年の４月からということでございます。

それから、３点目、前倒しに際しては、債務処理方策、累積債務ですね。債務処理方策と一般会計との今後のあり方、職員の振り分け・融合を含めた調整等、さまざまな問題が存在する中、平成21年１月に始まる通常国会に関連法案が提出できるよう政府部内での検討を加速するということでございまして、昨年度９月に行革推進法において国有林の一部独法化が23年４月からということで検討を進めておりましたけれども、それの１年前倒しということでテンポアップを図るという、こういう取組を、現在、進めているところでございます。

以上でございます。

○有馬会長　以上、ご説明いただきましたけれども、ご質問等ございましたら、どうぞ。

○魚津委員　いいですか。

○有馬会長　はい、どうぞ、魚津委員。

○魚津委員　すみません。資料の４の２ページです。

どなたか知りませんが、「美しい森林づくり」という言葉をおつくりになった方、の中で、充実内容の３、これは質問であります。美しい森林づくり基盤整備交付金10億円、事業主体が地方公共団体もしくは民間団体等。余りにも少ないんではないかなという気がするんですね。

そこで、地域提案枠という言葉が出てきたんです。最近、こういうのがはやりかなと思っているんですが、この内容を実は少し教えていただきたいと思います。

その後にまたしゃべらせてください。

○古久保整備課長　地域提案枠と申しますのは、いろいろな交付金や何かにこういった仕組みが設けられておりますけれども、これは美しい森林づくり基盤整備交付金の場合は、間伐等をやります各地域で、地域なりに森林整備をいろいろ工夫をしながら進めていくというときに、通常の間伐をする、作業道をつける、そういった直接の行為に関する経費だけではなくて、関連してその地域なりによりよく進めていくいろいろな工夫がある場合、こういうことをあわせてやった方がよく進むというようなことがあった場合に、そういったものにもご提案いただいて、経費を、補助対象を、いわば柔軟にすると、こういうことでございます。

ここで想定されますのは、例えば、ハードですと、その地域の森林整備を進めていく上で、皆様の非常に関心事である景観をどうやっていくかというときに、普通、補助対象にならないような手入れをしてみたり、もしくはソフト、みんなでその森林整備をどうやって進めていくかということについて、もう少し合意を取りつけるためのソフト活動を充実したい。こういったことなど、普通は、間伐なら間伐、作業道なら作業道、こういったことは補助金の中身でありますけれども、そういった目的をよりよく達成するように必要な経費であればご提案いただいて、お使いいただけるようにしていく、こういう取組でございます。

○魚津委員　いいですか。

○有馬会長　はい、どうぞ。

○魚津委員　これからは要望であります。

実は、既にこの林政審議会に４年ほど出させていただきまして、不在村地主の境界がなかなか難しい。こんなことで、ＧＰＳで、今、やればいいんじゃないかという話でありますが、正直言って、なかなか山に興味を持つ地主さんが少ないわけでありまして、そういう中でいろいろなご意見を申し上げてきたわけでありまして、そういう中から感覚的に少ないなということでございますので、ぜひとも知恵のある方ばかりでございますから、よろしくお願い申し上げたいと思います。

もう一つは、苦情を申しておきます。

お座りの皆さんは別に関係ないんでありますが、林政審議会の皆さん方に、若干、そういうことがあったのかなという感じでお聞きいただきたいと思います。

実は、緑資源機構というのが、突然どこかの偉い方が廃止されたわけでありまして、実施する私ども自治体はとまどっておりました。これは極端に申し上げます。実は、あるときから、大体、自治体も、都道府県も、技術者というのはなかなか抱えていないんです。お聞きいたしますと、緑資源機構に携わって関連のあるコンサルの皆さん方は、実は平場、平らな道路の設計と違うんですね。当然、高低があったり、谷合いがあったり、そういう中で一生懸命努力をされて、人を抱えて大きくなってこられたというふうにお聞きしております。

そんなことで、私ら実施する市町村にとっては大変なことになっています。実は、3分の2、国で面倒を見ていただきまして、緑資源機構が設計をして、工事発注して、完成して、そして市町村に移管されてきた事業でございますので、これが、まあ、いろいろなところで書いてあるんでありますが、そういう至上命令でございますから、何とも言えません。ただ、今度、都道府県に下りてきていても、これがなかなか技術者がいないんです。技術者がいるコンサルがあるとすると、そこに恐らく随契すると思いますね。そうすると、今度、また問題が起きてくるんですね。

こういうことでございますので、若干、皆さん方にもそういうことがあるのかなということだけ、頭の隅に置いていただければ幸いかなと思う次第であります。

もう一つは、後から松くい虫の話がありますが、私が来たときにはまだ秋田でとまっておったのが、今、青森に行っていると思いますね。しかしながら、今度、私どもの県は悩んでいるわけですね。物すごく長い虫です。カシノナガキクイムシ。これは長い虫ですね。何かお聞きしますと5ミリだそうであります。成虫になっても飛んで行くんですね。そして、カシとか、ナラという木に住み着いて、それが、結局枯れてる時点ではもうだめだそうですね。これに実はびっくりいたしまして、これも実は3分の1、3分の1、3分の1でもらっているんですが、山は遠いところへ行って、それを1メートルに切って、それを薫蒸しろという、この方法しかないっていうのが、実は悩みでございます。恐らく、この長い虫も、富山を通り越して、今度、新潟に行くだろう思っています。恐らく、青森まで行くんじゃないかなと思っていますんで、とりあえずこれも真剣に考えていただきたいですね。

やはり、森林を守らずして日本の国土はないと私は思っておるわけであります。長い間、おつき合いいただきまして、ご指導いただきまして、ありがとうございました。大臣の判こが下

りたら、私が解雇されることになっておりますので、どうもありがとうございました。

あとは要望ですけれども……。

○瀬戸森林保護対策室長　松くい虫の関係で聞かれておりましたが、カシノナガキクイムシのお話がございましたので、それは後でご説明しますけれども、松くい虫、まだ何とか青森には入らずに秋田で食いとめておるところでございますので、そこはご理解いただければと思います。

それと、カシノナガキクイムシでございます。日本海側は特に問題になっているということで、そういう駆除だけではなくて、今年の予算から防除についても補助をできるという形にしてございますので、来年の予算要求に向けて、もう少しきちっとゾーニングをして、きちっと守るべきところを守るというような手法の改革に向けての、今、新たな予算要求をさせていただくということで、この予算の中の４ページの方に、森林病虫害対策の推進のところで、ナラ枯れ被害の対策についても少し触れてございますけれども、ナラ枯れもどんどん広がることのないように頑張っていきたいと思いますので、ご協力の方、よろしくお願いいたします。

○有馬会長　はい、どうぞ、長官。

○辻林野庁長官　今、松くい虫の話が出たんですけれども、実は、今月の２、３、４と中国の林業局と定期的に対話をしているわけでございます。行ってまいりまして、向こうの林業局長、林業大臣ということなんですけれども、林業大臣の方から、中国は非常に松くい虫の被害が出ているんで、日本と、それから中国、場合によっては韓国も入れて、３カ国で研究、あるいは行政レベルでいろいろディスカッションをして、対策を検討しませんかといったような提案がありまして、今、その話に乗ろうかということで事務方には検討を指示しているところであります。

○有馬会長　はい、どうぞ、下川委員。

○下川委員　緑資源機構の問題なんですが、これに関連してついている予算というのは、現在、非常に地域疲弊して、これに係る予算だと思うんですね。そういう意味で、きちっとどういうふうに、どこが引き継ぐということではなくて、この事業をどう今後展開して、まあ、必要だからということで設定されているんですね。展開されてきたんだと思うんですが、これについてフォローしていくと。いろいろ、今、技術者の問題ですとかあると思いますので、そういったところをきちっと整理していただいて、やはりきちっとしたフォローをしていただきたいというふうにお願いしたいと思います。

○古久保整備課長　よろしいでしょうか。

○有馬会長　はい、どうぞ。

○古久保整備課長　実は、第三者委員会の議論の中でも、事業の円滑な承継のためにその必要な支援措置などをきちっとやるようにということが特に議論をされております。

今回、承継する事業については、特別な事業として地方に余分な負担がかからないように、いろいろそういうご意見も伺いながら私ども取り組んでいまして、これからもよく相談をしながら円滑な承継に努めてまいりたいと思います。

それから、水源林造成事業の方は、これからもきちっとやっていくということで、これも円滑に事業の承継等に努めてまいりたいと思っております。

○有馬会長　はい、青山委員、どうぞ。

○青山委員　先ほどの国有林とも関連しているんですが、この治山事業につきまして、最近は、本当に予想を上回る集中豪雨が相次いで、山間部では本当に大きな災害が発生しております。その森林整備とあわせて、やっぱりこの治山事業というのがすごく重要な事業だと思っているところなんですけれども、実は、やっている現場の下流に多くの集落があって、そこに人たちがいらっしゃるんですが、その方たちからはこの治山の現場っていうのは非常に遠くて、山の奥で、実際にこうして一生懸命やってくださっているその事業がなかなか見えない部分があります。それで、多分、その治山の意味とか、それからどういうことをやっているのかっていうのが、よくわかり得ない部分があるかと思いますので、ぜひ、先ほどのパイロットフォレストとか、足尾の治山事業などのようなシンボリックなところは、そういった国民への周知っていうことにも配慮なさっておられると思うんですけれども、人々の生活に直結したこういった治山事業においても、日々の事業において、どうしてこういうことが必要なのかとか、あるいはこういうふうに頑張ってますっていうところを、ぜひ意識しながら事業に取り組んでいただきたいと思います。

○有馬会長　ありがとうございました。

何か……。よろしいですか。いかがでしょうか。

それじゃ、前田委員、どうぞ。

○前田委員　来年度の林野庁関係の予算概算要求っていうのが、充実内容１から10という形で出ているわけですけれども、その中にも目新しいものも、例としてはさっきの充実内容１、３とかそういうものがある中で、前々回のような新生産のような大きなものはちょっと見当たらないのかなと思う中で、今、集約化ということがいろいろ言われて、それに対しての助成とかもついているんですけれども、集約化する中で、やはり個人情報保護法というものが大変障害

になって、この森をだれが実際持っているのかということが森林組合ですらなかなか把握できないような、今、状況になっています。森林組合さんの方でこの森はだれのものと把握できるような森林は整備が大体進むんですけれども、所有者がわからないところに限って取り残されていく。でも、調べたくても個人情報保護法があってわからないというジレンマみたいなのが現場にはあります。

一つには、やはり0.5とか、1ヘクタールを所有している人は、持っているということもご本人もご存じない方もたくさんおられて、やはり、今後、所有と経営というのを分離していかないと整備が進んでいかないのではないか。所有していることに責任を持てる、経営することに責任を持てるという人が、今後は所有していくなり、経営していくなり、そういうような施策というんですか、予算というのも必要になってくるんではないかと思います。

それと、高性能林業機械の導入というのがいつも言われるんですけれども、高性能林業機械の導入というのは、結局、新規のものが導入されるのであって、実際には、もう既に導入されたんですけれども、稼働率の追跡調査って、多分、助成金でされた分に対してそんなにされていないと思うんですが、動いていないような中古機械が倉庫で眠っていることがあります。それをリースなり、何らかの方法で開放してやることで、今、独立したくても、そういう機械は1台買えば3,000万とか4,000万するのが当たり前で、それ1台では済まないので、素材生産業者として独立したいと思っている若手の人たちがいても、そんな1億やなんやなんていう多額のお金を用意することができないので、結局は古い機械というか、従来の方法でしかできないのでコストが下げられない。安い間伐コストっていうふうにはなっていかない。そのようなことがあるので、できれば、その高性能林業機械の導入という部分に、中古市場の開放という、今、眠っている、動いていないものを何とか動かすような方法を考えていただけたら、また、私たち森林所有者の方も、素材コストの低減などがあっても、間伐もしくは森林整備という意欲は出てくるのではないかと思います。

○有馬会長　何かコメント、ございましたら……。

○高橋経営課長　経営課長の、森林組合の方を担当しております。

２点、ご指摘がありましたので、１点目は所有と経営を分離していくというのは、方向としては、我々もそのように考えています。特に、林業の場合、農業と違って所有権、利用権まで移転しなくても施業だけを委託できれば、それなりに作業が集約化されますので、そのような方向で進めたいと思ってます。

個人情報保護法についてのご指摘ですが、これは端的には、多分、おっしゃっている意味は、

所有者がいなくてわからんと、そこで、山のことを調べたいんだけれども、例えば、どこに引っ越したか市役所に追及していっても、途中で教えてもらえなくなると、そういうことを多分おっしゃっているんだと思います。それはそのとおりでして、我々、来年度の予算の中で、じゃ、川上から追っかけていっても限界があるので、例えば、相続をした人が司法書士に相談するようなことというのは現実にいろいろ起きてくると思いますから、それが森林組合につながるとか、そういうことで川下の方から川上にアクセスするようなこととか、そういう新しい工夫もやって、いずれにしても、先ほどありました不在村者の対応ですね。これは工夫をしていきたいと思っております。

それから、稼働率の問題は、一つは、森林組合が自分で抱えていて、ちゃんと使い切っていないというのは、現実には多々あると思いまして、それは集約化の中で経営指導なんかをやっております。そこで是正しつつ、それから、中古市場の開放の方は、これはちょっとまた勉強させていただきたいと思います。来年度は、今、実際には購入に対する補助金とそれからあと自治体ではレンタルっていうのがあるんですけれども、リースに対する支援というのはなくて、リースの新規支援というのは、今、20年度の中で考えております。

そういうことも含めて、高性能の機械が有効に使われるよう、また工夫をしていきたいと思っております。

○魚津委員　ちょっと関連でいいですか。

○有馬会長　はい、どうぞ。

○魚津委員　これは要望です。とにかく勉強してください。実は、不在村地主の一つの例の中で、私の父親がどんなに甘いかというと、まあ、固定資産税の話ですけれどもね。そうすると、おやじが死んだら、だれか納税義務者が出ればそれでいいんですよね。それがずっといっていて、３代も、４代もなると、もう判こついてとるのに大変なんですね。それで、入会林野法とか、そういう特別の法律ができているんですけれども、今、私どもの町でも道路を拡張するのにそれと同じ例があるんですね。

そこで、山の場合は固定資産税が低いものですから、そのままになっているんです。

そんなことで、総務省のある人にも話しているんですが、とにかく名義人が亡くなったら５年以内にきちっと名義を書きかえる。そういう何か法律でもつくっていただくと間違いなく見つかってくるんですよね、所有者の名前が。

そんなことで、長い話かもしれませんけれども、お知恵を出してください。皆さんのお知恵に期待をしております。私は私でいろいろなところで言っていますけれども、ぜひともお願い

いたします。最後は、恐らく総務省との話になるだろうと思いますし、いろいろなところ、法務省もあるかもしれませんけれども、よろしくお願いいたします。

○有馬会長　ちょっと、これ、先ほどの高性能林業機械なんかの、どこにどれぐらい何があるんだというのは、それはわかっているんでしょう。それはわかっていますよね。それが、どの程度、まずはオープンになっているかどうか……。

○前田委員　稼働時間です。

○有馬会長　稼働時間ですね。

○前田委員　タコメーターがどれだけ動いているか、年間で。

○海瀬委員　それに関連してなんですけれども……。

○有馬会長　はい。

○海瀬委員　中古機械の件なんですけれども、私どもなかなか新品が買えないもんですから、ベースの機械を建設用に使っていたものを、その機械を買うわけですけれども、普通、大体、耐用年数を切っているものですから融資対象に全くならないで、これはもうしようがないんですけれども、本当にコストを下げてやっていこうとすると、どうしてもベースは中古を使って、あとアタッチメントだけを林業用のものを新規に買うというケースも多いということをご承知いただきたいと思います。

○有馬会長　はい、どうぞ。

○惠委員　惠です。

資料４の19ページに緑資源機構関連予算の表がありますが、例えば、林道ですとか、水源林造成事業、それから中山間の保全整備と農用地の事業などが森林総研に移管されて実施するというふうに記載されておりまして、森林総研自体の底力といいますか、こちらがある意味では、研究機能というのはとても皆さんすぐれておられて、これは事業として山にはいつくばっていかなくてはいけないような事業が多く含まれていることと、先ほど来お話しのあった技術者が必要だということを含めますと、この緑資源機構にいた方々が森林総研に移る、ないしは再雇用される、ないしはチームをつくって委託されるというような、当面、そういう対処策を考えておられるのかどうなのかというところと、もう一つは、いわゆる資源づくりとして、鳥獣害が起きている背景に奥山でクマさんとか住んでいた場所に、この長い時間の間に植林がなされてきたので、その住みかになりそうな奥山だけ、もう一回、今度はいわゆる落葉、紅葉、実のなるものとか、そういうところに回復していくような施業の仕方といいますか、一たんは伐って、皆伐したら、そこには違う意味での、もう生産のための山じゃない、生き物のための奥山

をもう一回つくるという、そういう考え方というのはどこかになされますでしょうかという、20年度の予算にはどこを見てもそのようなことはないのですが、その２つの質問をさせていただきたいと思います。

○古久保整備課長　緑資源機構の業務を継承する場合に、今の森林総研そのものでやるんではなくて、必要な出先機関ですとか、職員ですとか、そういったものは、また絞り込んだ上で移管をするというふうに考えています。

ですから、森林総研一つの傘の中に承継事業の実行部隊が旧緑資源機構から移っていくと、それが経過的にそこで仕事をする、こういう形で考えていただければいいと思います。

それから、そのことによって研究所との交流、その他で少し改良される面、プラスアルファーの面があればいいなというふうには思っています。

それから、奥地の人工林など、これをその多様化なり、こういうのに転換していくというのは非常に重要な課題でもあります。それで一挙に大きな工事の配信できませんので、徐々に転換させていくための混交林化ですとか、それからこの水源林造成、奥地でやっておりますけれども、そういったものを造成する際に、そもそも広葉樹を塗り上げたり、土にしてモザイク状にしていくとか、やっぱりこの水源林造成事業でもそうですし、また、その補助事業でもそういった多様な森林整備のための手段というのはいろいろ充実を図っていっています。

○有馬会長　はい、どうぞ。山根委員、どうぞ。

○山根委員　14ページの５と６の項目なんですけれども、特に、６に関して、「住宅分野における地域材の利用を拡大するため、住宅の構造材における地域材の新たな利用技術の開発」というところのポイントは、私は５の「品質管理の徹底」というところにあろうと思うんですけれども、この「品質管理の徹底」という「徹底」がややこしいんですね。その構造材として活用するというための構造計算という世界に来ておる世界で、この徹底のその基準が、特に地域材、木材という世界を排除していくと集成材化されていくというところに一つの課題があろうと思うんですが、この「品質管理の徹底」というすごく難しい言葉はいかがでございましょう。

○岩川委員　関連して……。

○有馬会長　はい、どうぞ。その後で、何かお答えください。

○岩川委員　せっかく国産材に追い風が吹き始めたということであるんですが、つい先週、東京近郊での製材市場で市況を見ましたら、がたがたに崩れております。需要が物すごく落ち込んでおります、半減と言っていいぐらい。その背景に建築基準法の改正、改悪と言いたいんですけれども、今まで一般住宅、木造住宅については適用除外になっていた、いわゆるあの、お

名前恐縮ですけれども、姉歯事件によります耐震構造、これの証明と申請が非常に難しくなっておりまして、いわゆる中小企業を中心にして普及しております従来型の木造建築、そこにしか今のところ、国産では今のところそこにしかということじゃなくて、大半がそこに国産材の需要が用いられているわけですので、そこが非常に、今、地盤沈下しているということでございます。これは領域外だということはわかりつつですが、今のご意見とあわせて、ぜひ建築基準法にやっぱり物申すと。いわゆる輸入材主体の世界に類のない全国規模の大型のハウスメーカーを主体にした建築基準ということのあり方を、やっぱり地場利用型の、まさに地場産業とそれから地産地消、それからやはり遠くから持ってくるというウッドマイレージというのがありますが、エネルギーの問題、温暖化対策の問題ですね。そういうことから、ぜひ建築基準法、逆に林野庁の方から見直しを提案していただくようなことを、これはずっと長期課題かもわかりませんが、ぜひどこかでご検討いただきたいなと思います。

あわせまして、時間のこともありましょうから、せっかく美しい森林づくり、まあ、国づくりは別として、森林づくりという新しい大きなプランが出てきたわけでございますので、先ほど前田さんでしょうか、ちょっと違うかもわかりませんが、せっかく美しい森林と言っても、奥地でなかなか美しい森林を見る機会がないわけですから、そうすると、どうしても身近なところの森林がツタカズラに覆われているとか、竹が侵食しているとか、間伐ができてなくて真っ暗になっているとか、そういうところは、残念ながら従来政策対象になりがたいところなんですね。だから、政策対象になりがたいところを、少し翼を広げたこの運動の中でいろいろ工夫して、手入れをしていくことで、ＰＲ効果なり国民の理解、指示が得られやすくなるんではないか。そこを、やっぱり政策として押し組んでいく手法を、せっかくのいいムードの中で、具体的に提案といいますか、事業が開発されることを、私どもも一緒に協力したいと思いますので、よろしくご検討お願いいたします。

すみません。以上です。

○小林木材産業課長　木材産業課長でございます。いろいろとご質問いただきました品質管理の徹底という点で、例えば、乾燥材と、ＫＤ材と称していますけれども、乾燥材につきましても、例えば目標の含水率を20%とかあるいは15%に設定しても、実際、できてきたものがばらばらになっているとか、いろいろございます。それは、原因をよくよく見ますと、その乾燥のスケジュールの立て方、あるいはその乾燥材を釜に入れるときの区分の仕方、いろいろそういったところがきちんとされてないと、やっぱり求める乾燥材ができてこないということもございます。そういったところをきちんとやっていきたいということが、ひとつ大きな課題として

取り組んでいきたい。こういうことでございます。

それから、２点目の、今年の６月20日に建築基準法が改正されたものが施行されまして、市町村の建築確認の事務手続といいますか、そこに混乱が生じまして、７月の住宅着工対前年度比23％以上の減ということで、大変木材の方にも影響が、今、出ているということでございます。いろいろ現場へ行ってみますと、手続の方も正常とまではまだいきませんけれども、大分方向としては正常化の方向にあるという話は聞いてございます。

ただ、この中で、やはり行き過ぎた対応といいますか、あるいは周知が図られてなくて対応しているという部分もあるというふうに聞いてございます。国交省の方ともその辺のところについても連絡をとりながら、混乱が早く終息するように対応していきたいなというふうに考えております。

また、建築手法というものの施行が来年の12月にございます。こちらは木造の２階建てまでも、これも対象になると。今までは壁量計算とか、そういうのを建築確認のときにチェックをしなくてもいいということだったんですけれども、それをチェックをすると、こういうふうになるわけでございます。

そういった改正が、その施行が来年の12月に出てくるということでございます。そのいろいろな手続の詳細については、まだまだ詰めるべきところがあるというふうに聞いてございますので、これらの対応についても国交省の方とよく連携をとりながら対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○有馬会長　予算等についてのご説明、それに対してのいろいろなご要望、ご質問がございましたが、今、最後の方にお話しございましたように、基準法上の、今、混乱の云々の話がちょっと出ていますけれども、私も若干はそちらの方の専門でもありますのであれしますと、基本本的には、やっぱりいろいろな運用上の混乱というのがまず主であるということだけは間違いないと思います。ただ、今までみたいに、何でもわからなくて済むという時代でもないと。やっぱり明らかにすべきところはきちっと明らかにする。それから、契約の中できちっと交わしたものは、その契約をちゃんとやると。こういうのが多分基本的な姿勢だろうと思います。その運営に当たって、妙に過剰に、本来ならばそんなものまで書かなくていいものまで書いたりして混乱を起こしていると。だから、これは運用上のいろいろな妙な誤解、それに絡むいろいろな障害的なややこしい裏がどうも働いているというようなところもあろうかと思います。そういう点では、両方、きちっと整理して、妙なうわさだとかそういうものに惑わされないよう

にするということが、私は、どうも肝心ではないかなと思っております。

これはちょっと余分なことですけれども、いろいろな動きがどうも過敏に行き過ぎていると。情報化なのか何なのか。情報が行き過ぎている。そういう現象がどうも最近多くて、本質が何なのかというところがどうも忘れられて対応されているところがありますので、そういう点では、やっぱり落ち着いて、ちゃんと、そもそもの本質は何なんだということを明らかにしていく。それのいろいろな情報をきちっとやっぱり持っていく。特に、一方では自己責任という責任というんだけれども、自己責任の裏返しは、きちっとした情報が正確でなくちゃいけないというのが、これも大変重要なことでありますので、多分、そういう方向で、今、皆さん、努力されていると思います。ちょっと、余分なことかもしれませんが、補足させていただきました。

それでは、まだあと２つございますので、申しわけございませんが、ひとつ、小林先生には随分長く待っていただいて、もう一つ、その後になりますので、申しわけありません。

「京都議定書目標達成計画の見直しに係る状況等について」、事務局より説明をお願いいたします。

○渋谷研究・保全課長　研究・保全課長の渋谷と申します。よろしくお願いいたします。

私の方からは、資料５に基づきまして、現在、進められております京都議定書目標達成計画、通称目達計画と言っておりますので、これから目達計画と言わせていただきますが、この検討状況と本年５月に気候変動枠組条約の条約事務局に報告いたしました2005年度の森林吸収量の概要の２点についてご説明させていただきます。

資料の１ページ目をごらんいただきたいと思います。

まず、これまでの経過でございますけれども、平成17年４月に目達計画が策定されましたけれども、来年から第一約束期間が始まるということを踏まえまして、本年度必要な見直しを行うとされております。

これまで地球温暖化対策推進本部をはじめ、関係審議会などを中心に見直しに向けた検討が進められてきております。本年５月には関係審議会の合同会議というものが開催されまして、本林政審議会からも有馬会長と櫻井会長代理の２人に代表としてご出席をいただき、森林吸収源の3.8％というものが６％削減約束の中で非常に重要な意味を持っていること、森林吸収源対策としての森林整備というものが木材の有効利用とセットとして進める必要があるという考え方を持つこと、また、国民運動としてさまざまな活動者にあらゆる支援が必要であることなど、林政審議会としての立場から大変重要なご発言をしていただいているところでございます。

また、この８月には、中央環境審議会、それから産業構造審議会の合同会合が開かれており

まして、その中で中間報告がまとめられております。現在、パブリックコメントの手続が進められている状況でございますが、その概要は1ページ目の下段の方に（参考）として書いてあります。内容としましては、森林吸収源の達成目標に向けた対策としまして、今後6年間で毎年55万ヘクタール、合計330万ヘクタールの間伐を実施していく必要があること、この推進に当たって美しい森林づくり推進国民運動の展開など間伐の加速化を図るための支援策を推進すべきであることということが盛り込まれておりまして、目達計画の見直しに向けても森林吸収源対策を行っていく必要性とその推進方策が記述されております。

今後のスケジュールでございますけれども、総理を本部長といたします地球温暖化対策推進本部が今後開催されるというほか、年内に目達計画の改定に向けた詳細な検討が進められまして、年度内に閣議によります新たな計画が策定される予定となっております。

以上が京都議定書の目達計画の見直しに係る状況でございます。

２ページ目は、この中間報告の関連部分の抜粋でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、３ページ目をごらんいただきたいと思いますが、京都議定書に基づきます森林吸収量の報告についてご説明いたします。

議定書に基づく排出・吸収量につきましては、膨大なデータの収集、解析等に時間を要することから、調査年の２年後に報告するということになっておりまして、我が国では本年５月に2005年度の排出・吸収量を算定し、森林吸収源についても京都議定書に基づく初めての報告を試行的に行っているところでございます。第一約束期間の2008年度の森林吸収量につきましては、したがって2010年度に提出をすることになっておりまして、約束期間内の全吸収量が確定するのは2014年度の報告後になるということでございます。

４ページ目をごらんいただきたいと思います。

これが報告の内容でございまして、５月26日に我が国の温暖化ガスの排出・吸収量を報告しておりますが、2005年度総排出量は13億6,000万二酸化炭素トンでございまして、これは基準年の1990年に比較しまして7.8%の増加というふうに算定されております。

また、森林吸収量につきましては約3,540万二酸化炭素トン、炭素で換算しますと970万炭素トンとなっておりまして、これは基準年総排出量の約2.8%という状況になっております。

今回の算定の結果というものは2005年度時点のものでございまして、今後は新しい美しい森林づくり推進国民運動の展開などを図りながら、先ほどご説明いたしました年間55万ヘクタール、６年間で330万ヘクタールの間伐を推進するということによりまして1,300万炭素トンの目

標達成に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○有馬会長　はい、ありがとうございました。今、ご説明いただきました。

長官が、ちょっと次の……。席を立たれますので……。

それでは、京都議定書目標達成の見直しに係る状況等のご説明ございましたが、どうぞ、ご質問等ございましたら……。

はい、どうぞ。

○下川委員　さらに頑張らないといけないということなんでしょうけれども、先ほどの建築基準法との関係、会長のお話ですと、余り、もうちょっと冷静にということでしたが、これだけ達成しようとしますと、もう少し国内産材、特に間伐材を有効に利用するという視点でよかれだというご指摘ございましたね。そうすると、これを達成するための、単にその森林関係のこの制度、仕組みだけではなく、周辺の、例えば、今出された建築基準法の問題ですとか、この辺の枠組みの、枠組みというか目標率ですとか、あるいはいろいろな仕組みですとか、もうちょっと整合性が果たしてとれているのかどうか。つまり、国内産材、そういう間伐材を有効利用していくということを支援する体制がきちっと日本の社会仕組みとしてとれているのかどうか。ちょっとその辺、非常に心配なんですが、いかがでしょうか。

○小林木材産業課長　木材産業課長の小林でございます。

確かに、間伐を進めるというに当たって間伐材を有効に利用していくと、これがまた間伐を進めていくということに、循環につながるということでございます。

最近といいますか、ここ数年来、間伐材、特に、杉、カラマツもそうでございますけれども、そういったものが、これまで使っていなかった合板にも使っていこうということで、昨年は100万立方以上の杉が合板に使われるようになってございまして、この流れが、また今年度も引き続き増えてございます。あるいはその集成材、こういったところにも使おうということで技術開発なんかも進めており、若干、これも、徐々にではありますけれども増えてきている。こういった流れをさらに加速させていくということが重要かなと考えてございます。今までは、合板につきましては、南洋材とか、外材にほとんど頼っていた部分を、これを国産材の方にかえていくということで、かなりの量が使われるようになっております。逆に、使う側の方の要望としては、これを安定的に出してほしいと、こういうような要望が出されておりますので、それとうまくマッチさせながら進めていきたいなというふうに考えてございます。

○岩本木材利用課長　木材利用課長でございます。

木材の利用ということにつきましては、公共施設で使っていただくということを進める、あるいは、グリーン購入法というのが、今、制度化されておりまして、この中で間伐材を含めた合法木材を使うということをどんどん進めていくというようなことをやっております。

また、一般消費者に木のことをよく知ってもらわなければいけないということもありまして、木づかい運動と呼んでいるわけなんですけれども、10月を木づかい月間としまして、間伐ということも含め、なぜ森林整備に木を使うことが必要なのかというようなことの周知をやっていきたいと思います。

以上でございます。

○有馬会長　ありがとうございました。

下川委員のおっしゃられたことは、実は、一番この地球環境問題の根源にかかわるようなところで、要するに、各国がどういう具合に取組をしているかということになってくるんだろうと思うんですけれども、残念ながら、それほどまだ――林野庁は一生懸命やっているけれども、どうも受ける側が必ずしも、やはりそこには別途自分たちの産業なり何かがありますので、なかなかそういう具合に素直にいけないというのが、この間の内閣府で構成したときにも、そういうような雰囲気を私自身は受けました。

そういう点では、使うということが、やっぱり言葉としてぽんと出てくるということも大変重要だ。吸収源、吸収源と言うと、何となく伐っちゃいけないんだというようなニュアンスにとっている方、結構多いんですね。

そういう点では、日本の場合はちょっと事情が違うんだということは事あるごとに説明していく必要がある。そういう点で、非常にこういった、ちょっと長くなるかもしれませんが、林野庁、涙ぐましい努力をされていると私は思いますが、受け取る側が必ずしもまだそうなっていないというのも現状かと思います。だけれども、これは最大の課題だと思いますし、先ほどの治山のあれなんかも、外材を使うことよって、セメントやコンクリートを使うのに比べたらけた違いに違っていると思うんですね。そういうデータがなかなかきちっとまだ理解されていないところもあります。今後の努力も必要かと思いますし、木材の利用というものがいろいろな効果を持っているんだということをきちっとする努力は、今以上に多分やっていただかないと、やっぱりどうしても自分たちのところを木にかえるというのはほかのところは言いにくいんですね、俗っぽい言い方をしますと。コンクリートの家とか、急に木にかえましょうというわけにはちょっといかないというのも、また、これ現実でありますので、そういう点では、だけれどもやはりこれは地球環境――そういう点で地球環境小委員会のこれからの声というもの

は大変重要かと思っております。何だか、それこそ横山委員や青山委員に何かプレッシャーをかけるような発言をいたしましたけれども、ひとつよろしくお願いいたしたいと思います。

はい、どうぞ。惠委員、どうぞ。

○惠委員　地球環境委員会で言っていただけるのかどうか、お願いなんですが、例えば、ある一定期間の限定でもいいので、木材を使用したら、例えばエコカーを購入したら優遇措置や減税などの対策を打っているわけなので、そういう意味で木材を消費するなり、一定量を各家庭や地域で使った場合に、対象を評価する仕組みというものをつくっていかないと、家の中など特にわかりませんし、そういう意味で木を使っていくということの場面を評価できる公的な仕組みがあると、先ほど下川委員さんがおっしゃったバックグラウンドもきちっとしていくんではないかと。その中に公共施設を優先的にやっていくですとか、特に小さいうちから小・中学校や幼稚園や保育園や子供たちの生活空間から優先的にそれを切りかえていくと何か優遇があるような、そういう仕組みというのをぜひぜひ進めていただきたいのが１点。

あと、どれぐらい役に立つかわからないという、随分前のこちらの審議会で、市民が山にお手伝いに行くということ。ＮＰＯのやれる力なんて大したことないよっていう、そういうご意見も出たりしてるんですが、森林にかかわる活動をもししたら、その活動に対して何らかのお金がずっと回っていって、その地域の活動に支援ができるようなそういう仕組みがないかなとずっと思っていたので……。直接的な支払いって非常に難しいと思うんですね。ところが、今、コミュニティファンドといいますか、投資家たちがどこでその資金を運用したらいいかということを考える場合に、社会的責任投資を考えた場合、そういうコミュニティを元気にするような市民活動が起きて、山の人たちが元気になったと、経済的にお金が回るようになったというような、どうやっている団体に対してだったら投資してもいいかなという、そういう投資家の側の発想の変換があるので、その辺も、やっぱり社会、市場の中で投資する価値のある動きであって、しかも国土が元気になって、しかも山間部の人々が元気になって、都市の人は健康になるという大きな動きの中での位置づけというのを、やっぱり林野庁単独のお仕事というふうに発言していくと、省庁間の壁はぼーんと高いかもしれないので、何かこう別な角度から、ぜひ何か提案していただければと思います。

○有馬会長　どうもありがとうございました。

それでは、よろしゅうございますか。

それじゃ、最後の今日の説明事項でありますが、松くい虫被害対策について事務局より説明をお願いいたします。

○瀬戸森林保護対策室長　研究・保全課の森林保護対策室長でございます。

直接担当している私の方から資料6に基づいてご説明させていただきます。

目次をちょっとめくっていただいて、1ページ目でございます。被害の現状でございます。ここの右側にありますようなグラフのように、少しずつ減ってきておるところでございます。ただ、一部の地域では、やはりいろいろの異常気象とかで増えている点もございますし、高標高地等これまで被害がなかったところにも被害が見られたりしているところでございまして、一層対策を講じていかないといけないというふうに考えてございます。

次に、2ページ目でございます。これ、よくおわかりの方もいらっしゃると思いますが、一応、松くい虫の発生メカニズム、まあ、1年を通してのメカニズムにあわせて薬剤の散布をする、あるいは被害木を伐倒して中のそのカミキリを殺す等の施策を合理的にとっていくということで対策を進めているところでございます。

3ページ目でございます。実際の対策の方針でございます。都道府県あるいは市町村に保全すべき森林というのを指定をしていただいて、そこは被害を終息すると。その回りに、今、周辺の松林につきましても一体的に防除をして、基本的には樹種転換を図っていくということで、本当に守らないといけない松林を中心に重点的に対策を講じるということで進めているところでございます。

4ページでございます。実際に被害対策としてどういうようなことをやっているかということでございます。保全すべき森林、本当に守らないといけない森林につきまして、いろいろな薬剤散布、あるいは伐倒をして処理をするというようなこと、あるいは被害木の探査、技術者の育成とか、やはり森林の健全化が重要でございますので、それを図っていく。また、抵抗性品種の供給体制、さらには技術開発ということで、最近増えております東北地方等で年越し枯れと申しますが、年を越して枯れるものをどうやって対処していくのかとか、あるいは航空機を使って被害木をきちっと把握をして対策を進めていくということでやっていきたいというふうに考えております。

5ページでございます。若干申しましたが、最近、その被害の先端地域となってございます東北地方の概要でございます。東北地方、急激に被害量の割合等、増えておったわけでございますが、最近は減少傾向にあります。ただ、昨年でございますが、先ほどもちょっとお話しございましたが、かなり青森県の近いところまで来てございまして、現在、秋田県、青森県、さらに東北森林管理局が連携を図りつつ、監視活動の強化等で何とか青森には行かないぞというふうに頑張っているところでございます。

続きまして、6ページ目でございます。予算の概要でございますが、これはここにきて見ていただければよろしいと思いますが、特に東北地方を重点、さらに、実際、今、佐渡ではトキの営巣木の保全というようなこともやっているところでございます。

続きまして、7ページ以降でございます。7ページ以降は、特別防除と申しまして、航空機を利用して薬剤によりまして防除をする手法がございまして、それの効果調査と自然環境等への影響調査の概要を説明させていただきます。

まず、効果調査でございますが、これはそれぞれ実施主体として書いてございますが、県の方で実施をお願いをしているところでございます。

右側にありますような調査区、実際に航空機で薬剤をまいているところとそうではないところ、ただ、その薬剤を航空機でまく以外の手法も同じになるように、今、調査区を設定するということで調査をしているところでございます。実際には毎木調査をやって、どのぐらいの本数が被害を受けているかということで比較をしているところでございます。

ここで実施主体で26県でやっていただいているんですが、例えば、集計対象の特別防除区がそれより箇所数が減ってございます。これは、現地の状況でこの特別防除区と対象する非特別防除区がどうも同じような条件でないところは、きっと比較をするのにふさわしくないということで外しているので数字が違っているところでございます。

8ページでございます。各県から調査結果をいただきまして、その報告を取りまとめております。各県からの調査結果のもう少し詳細なものは後ろの方の17ページにつけてございますが、後でごらんいただければと思います。

じゃ、被害本数がどのくらいかということでございますが、一応、特別防除区の方が非特別防除区よりも被害の本数は少ないという、その比率は少ないという形になってございます。

また、被害のレベルを微害、中害、激害というふうに分けてございます。そういう形で比較をしても特別防除区の方では微害が8割強超えてございますが、非特別防除区では5割程度ということでございまして、これらを含めまして平成18年度の特別防除による防除効果が確認されたというふうに考えてございます。

なお、特別防除をやりましても、実は、激害というところが1カ所ございます。これは、台風の被害が平成16年にございまして、その被害の処理が十分ではなかったということで個体数が非常に増加しているということで、それまでは被害がなかったんですが、その後、被害が出ているというところで、今、一生懸命その被害の根絶にまた努めているところでございます。

9ページは分布の状況でございますが、これはただいまご説明しましたので割愛をさせてい

ただきます。

10ページ目が自然環境等への影響の調査でございます。これも自治体として８県の方にお願いをしてやって、報告を出していただいております。

空中散布地域の調査区と無散布地域の調査区を設定をして、右側にありますのが調査項目で影響調査を実施したところでございます。

11ページ目でございます。その調査結果の報告の概要でございます。実際に県から出していただいた報告書を１県ごとにまとめたものについては後ろの18ページ以降についてございますし、その項目別にまとめたのは12ページ以降にありますが、この11ページで簡単にご説明をさせていただきます。

林木及び下層植生の影響でございますが、１県でございましたが、チガヤの葉の一部に褐色の斑点が見られるということがございましたが、その他への異常は見られてはございません。

次に、鳥類、昆虫類、土壌動物、水生動植物の関係でございます。一部の県で散布に伴った現象が認められたこともございましたが、全体としては一定の傾向が認められることはなかったということでございます。

次に、土壌、河川水、大気中の残留の関係でございます。土壌の調査によりますと、散布翌日には薬剤は検出されてございますが、その後は急速に減少しまして、乳剤でございますと90日後、マイクロカプセルを使った場合は210日後には検出限界値未満、もしくはそれに近い低レベルに経過をしてございます。

河川水の調査につきましては、一部の県ですが、厚生労働省の指針値を超える薬害濃度が、これは散布直後でございますが、検出されましたが、散布８日後までには指針値未満となってございます

大気の残留でございますが、散布した区域外への影響がどうかということでございますが、区域外においては環境省で定めております気中濃度評価値を超える濃度は検出はされてございません。１県では、実際に散布した区域内では散布直後に気中濃度評価値と同値の数値にもなってございますが、翌日には評価値未満になっているということでございます。

以上のような報告を受けまして、取りまとめでございますが、18年度に実施した調査内容の範囲におきましては、特別防除が自然環境等に及ぼす影響は一時的なもの、または軽微なものにとどまっていると考えているところでございます。

あと、詳細な資料については後ろの方につけてございますが、またご参考にしていただければと思います。

以上でございます。

○有馬会長　ありがとうございました。

小林特別委員、何かコメントございましたら……。

○小林特別委員　はい。それでは、ちょっとだけコメントさせてください。

忘れるといけないんで、例のカシノナガキクイのことを、ちょっとだけ最初、お話しさせてもらいます。

これは、要するに、旧薪炭林といいましょうか、カシノナガキクイに運ばれて、ナラ菌というカビの仲間、菌が、そのカシノナガキクイというのはアンブロシアビートルといいまして、成虫が材の中にもぐり込んでいって、そして、その掘った穴の中に菌を埋め込みます。菌が繁殖する。その繁殖した菌を幼虫が食べて育つという、この養菌昆虫といいましょうか、その代表格です。

そんなふうなことで、カシノナガキクイそのものがナラを殺すというよりも、それが運び込むナラ菌、カビの仲間、これが幹の中ではびこって、根からの水を葉っぱの方に行くのを阻害すると、こういう格好でミズナラ科が一番弱いです。

言いましたように、ミズナラ、それからカシワ、コナラ、栗、この辺でもミズナラが一番弱い。ですから、ミズナラ林で、実は、もう秋田の一番南のところまで来ました。本当に、これ、ちょっと防除が難しいものですから、いかに入ってくるのを防ぐかというのが大事だと。

もう一つは、これは研究者側が割と一致して言うことですけれども、ああいう旧薪炭林といいましょうか、里山の広葉樹といいましょうか、あれを人が余りに手をかけなくなって、年とってきて、防除力も失うような老齢な木が、昔はなかったけれども、今、増えたと。これが背景にあるのではないかというふうなことをよく言います。

ですから、できたら、防除は、大きく広がると防除が大変。ですから、今言ったような入るのを防ぐ。それと、入ったら、なるべくその大きなミズナラ等は人が利用する。昔のようにはいきませんでしょうけれども、でも、こういうご時世ですから、いろいろなことを工夫して、材を山から持ち出して、再び若い元気な広葉樹林に戻すというようなことがもしできれば、大変この防除にとってはいいんじゃないかと思います。

すみません。今度は松くいです。

今、18年度のことについて説明がありましたけれども、ちょっとこれまでの流れを大ざっぱに、簡単にお話ししようと思います。

これは20世紀の極初めのころ、北米大陸からマツノザイセンチュウっていうのが長崎軍港に

運ばれたんじゃないかと……。これはＤＮＡの調べでして、ほぼ間違いないだろうというので、このごろはもう定説と言ってもいいようになっております。

そして、このザイセンチュウは、これが松を枯らします。ところが、枯らした松から自分から出ていって、次の木には移れないんです、このザイセンチュウは。そして、有名なマツノマダラカミキリという、これのみを大量に、マツノザイセンチュウを体につけて、夏、飛び出していって、松林に伝播すると、こういう形です。

それで、こういう媒介昆虫のいる病気というのは媒介昆虫をたたくというのが防除の鉄則といいましょうか、常套手段です。ですから、防除の対象は、例えば空中散布、あるいは伐倒駆除というのがすべてカミキリを対象とする。このカミキリはもともと日本にいたんです。ですから、ザイセンチュウと一緒にならない前は穏やかに松林の中で暮らしていた。決して、カミキリが松を殺すことはないんです。このカミキリは二次性害虫といいまして、ほかの原因でとにかく松が衰弱してやにをとめるとなると、そういうもう死んでいく木、それだけを利用して子孫を増やすと。そういう木はそうめったにありませんから、このカミキリは珍品だという、カミキリコレクターの、昔は、これは本当に珍品だったんです。そんな状況がある。

それがザイセンチュウと結びつくと、繁殖場所が増えた。自分の個体数も増えられる。増えれば増えただけ松が死んでいくということで、こういう状況で、南の方からずっと100年かけて、今、北の方へ来ているわけですけれども、北の方に来たために大分様子が違ってきております。要するに、九州とか、瀬戸内とか、近畿ですね。ああいうところに比べれば、私どもこの温量と言うんですけれども、温度の量が、あきらかにもう東北まで来ると半分ぐらいしかないんですね。そういう状況で、ザイセンチュウ、それからカミキリともにその影響を受けまして、あるいは松が抵抗力といいましょうか、南の方だと割と簡単に松が殺されちゃうんだけれども、北の方だと温度が低い分、抵抗する期間が長くなる。そんなこともありまして、大分様子が違ってきております。それは何も東北じゃなくても、海抜の高いところへ被害が移っていけば同じようなことになります。

今はそういうものに対して、いかに――そういう環境が変わった。そして、ザイセンチュウやカミキリもそれに応じて生態が変わってきている。生き方が変わってきている。それに、こうしたような形で防除法をそういうところでより効果的にできないかと。

それともう一つは、監視体制ですよね。広い松林に大勢の人が山へ入って一遍にというわけにはもういきませんので、先ほどの説明にあったような空から、航空写真の技術が随分このごろ発達していますので、適期に写真を撮りますとカミキリのついている被害木を特定できるか

もしれない。どこにあるか。緯度、経度だと……。そうなると、これだけをしっかり、カミキリのついている被害木だけをしっかり処理すれば、確実にカミキリのリスクは減る。そして、北の方が高海抜地だと、はっきり言って松くい虫の方は勢力を伸ばしにくいといいますけれどもね。暖かいところだと大変元気で猛烈に松を枯らすんだけれども、北で温度が足りなくなると、やはりその分彼らにとってはマイナスなもんですから、そういう地域だとこの防除の効果も上げやすいだろうというふうなことで、そういうことに関する研究が、今、行われています。この辺の成果が出てくると、今までとは違って北の方の被害を沈静化するといいますか、罹害状態のまま維持するといいますね。もはや撲滅といういのは特殊な場所でしか期待できませんので、激害化しない。そうすると年に１％ぐらい被害が起きても、きちっとそれがわかって処理していきますと、常に生態系の機能は維持できる。こんなふうな考え方で研究が進められている現状です。

以上です。

○有馬会長　はい、どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。現況を、これは毎年ご報告をちょうだいしておりますけれども、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○惠委員　惠です。

空中散布をする際に時期を選んでいらっしゃるのでしょうかという質問が１つ。その根拠は、散布を受ける松くい虫とカミキリ虫のここを考えて空中散布の時期を選ばれているのか。あるいは、その場合に、その周辺の生態系の中で生きている生き物たちが、例えば繁殖期にあったりとか、そういうことは配慮されているかどうか。

２つ目は、現在となってはそのカミキリ虫の天敵はいないのでしょうか。

素朴な質問なんですけれども、以上です。

○瀬戸森林保護対策室長　薬剤散布の時期ございますが、基本的には、先ほど小林先生からもお話しありましたけれども、全般、例えばそのマツノマダラカミキリをいかに効果的に少なくするかということで、枯れた松からふ化して出てきて、それが健全な松につく時期を中心に薬剤での散布をしているということでございます。

当然、薬剤の農薬登録を受けてございまして、そのときにはその他の野生動物等への影響をきちんと検討をして、その防除時期、使用時期とか、使用回数とか決められているところでございまして、それらを注意するようにやっているというところでございます。

なお、天敵については、多分、小林委員の方がいいかと思います。

○小林特別委員　結構います。いますけれども、マツノマダラカミキリの密度を基本的に規制するのは、産卵対象となるような衰弱木がどれだけあるか。健全な松は幾らあったって、そこで彼らは数を増やすことができない。夏の間にこの新しく死んでいく松、これだけが彼らの繁殖源ですから、この量というのは、通常は、例えば被圧枯死木とか、夏に夏台風が来てたまたま折れたとか、あるいは人が伐ってその辺にもし放置してあれば、夏にですよ、夏に松を伐って道端に放置しておけば、これはもうちょうどいい産卵場所になる。要するに限られているんですね。その量が基本的にカミキリの密度を決めちゃうものですから、こういうタイプの虫には実は天敵というのはそう強力には働かない。かわりに、葉っぱを食べるような毛虫のようなものですと、これは、葉っぱはたくさんあるでしょ。ですから、こういうのは病気だとか、いろいろなことで天敵がよく働く仕組みにできているんです。カミキリはそういうことで、基本的には余り働かなくても密度が制御される虫なものですからね。

ただし、私、秋田でびっくりしたのは、秋田ではアカゲラというキツツキ、これがよく食べます。ですから、これを上手に、今、こう——これはね、こういうの難しいんですよ。なかなか、木に増えたといって、アカゲラに入ってくださいって、これはなかなか難しい技術です。でもやっていますけれどもね。あれが一番効きます。あとは病気。ボーベリアバシアーナって、昆虫に病気を起こす菌がありまして、これを上手に人が増やして、それを枯れ木にかけるんですけれどもね。そんなふうにして、この２つが、実を言えば候補です。

○有馬会長　はい、どうもありがとうございました。

以上ですが、浅野委員、それから池淵委員、何かもし……。倉沢委員も何かございましたら……。

○池淵委員　よく勉強させていただきました。

CO_2の関係で、一般材とか、さっきは利活用という形でお話しがあって、その木材を建築物とかそういう形にしていく。そのときは、いわゆるCO_2を取り入れる受け皿にしているような感じで、それが耐用年数が来たら、またそれは排出源になるという、そういうライフサイクルエネルギーというか、そういうような形の見積もりとか、そういう形でやられているのかとか、そういうあたりちょっとよくわからなかったものですので、排出源、吸収源という年度、年度のそういう間伐材の積分みたいな、そういう形のものがどういうふうにいろいろな形でなされているのかというのも、ほかの産業、ほかのあれについてもそうなんですけれども、そこら辺がちょっとよくわからなかったので……。まあ、吸収源が、一応、そういうトン数を抱え

られた、そのアセスメントした、それがちょっとわからなかったので、その数字の出し方を教えていただければというふうに思います。
○有馬会長　伐採木材の扱いについては、第二約束期間の形にちょっとなっておりますので、そのあたりはまたいろいろということで、いかがでしょうか。よろしいですか。
○浅野委員　私も、今日はずっとお聞きしていたんですけれども、やはり緑資源機構の問題が非常に気になっておりましたのですが、今日、お伺いいたしまして、移行措置といいますか、もとの担当事業者が困らないように数年かけて緩やかに移行して、また、こういうことがないように再発の防止をかけてやっていただけるというふうに聞きましたので、この点が一番ちょっと気になったものですから、結構だと思います。
○有馬会長　ありがとうございました。
　いかがでしょうか。よろしいですか。
　それじゃ、どうも、いろいろと次の予定がおありだった方もいらっしゃるかと思いますが、少々、予定がどこまでだったっていうことは聞いておりませんが、何とか４時ぐらいまでには終わらせたいという具合に思っておりましたけれども、わずかなオーバーで、大変貴重なご意見をちょうだいいたしまして、ありがとうございました。
　それでは、これで終わりにいたしたいと思います。ありがとうございました。

午後４時１５分　閉会